

◇ 資 料 ◇

ミヒャエル・フェルスター

## 不法に仕えた法律家（2）

元帝国司法省事務次官フランツ・シュレーゲルベルガー  
(1876—1970年)の生涯と業績

本 田 稔\* (訳)

### 目 次

- 第1章 序 文
- 第2章 生立ちと教育課程
- 第3章 裁判官への任用と最初の学術論文の公表
- 第4章 帝国司法省への昇進 (以上、384号)
- 第5章 事 務 次 官
- 第6章 帝国司法大臣代行 (以上、本号)
- 第7章 独立した裁判官の破壊と司法の制御の同時実行
- 第8章 いわゆる「安楽死作戦」
- 第9章 「遺伝性疾患の子孫の予防」のための法律に基づく断種措置
- 第10章 ポーランド人およびユダヤ人に対する犯罪
- 第11章 「夜と霧」——司法の犯罪
- 第12章 ニュルンベルク裁判における証人および被告人として
- 第13章 年 金 闘 争

### 第5章 事 務 次 官

1929年10月3日、帝国外務大臣グスタフ・シュトレゼマンが死亡したとき、それによってワイマール共和国の相対的な政治的安定期の終焉が記された。そのわずか数日後の10月25日、ニューヨークの証券取引所で株が大暴落した。後に名づけられたように、いわゆる「暗黒の金曜日」と共に世界大恐慌が起こり、ドイツでは社

---

\* ほんだ・みのる 立命館大学法学部教授

会全体を震撼させるほどの大失業がもたらされた。1930年3月30日、帝国大統領パウル・フォン・ヒンデンブルクは、中央党の政治家であるハインリヒ・ブリューニングを帝国首相に任命した。社会民主党所属の帝国首相ヘルマン・ミュラーのもとで大連立が組まれてきたが、失業保険の負担配分に関する意見をめぐって折り合いがつかなかったために、ブリューニング内閣は大連立を解消した。

ブリューニングの登用は、帝国議会議長に提案される前にすでに決められていた。帝国議会議長の役割は、もはや事後的に追認するだけであった<sup>1)</sup>。ブリューニングは、ワイマール憲法48条の緊急事態条項を活用しながら統治を行った。その規定によれば、帝国大統領は、帝国議会の協力を得ることなく、帝国首相と政府を任命することも、解任することもできた。さらに帝国大統領は、議会を自由自在に解散することができ、ヒンデンブルクもまたそれを繰り返した。1930年7月、ブリューニングは、ヒンデンブルクの許可を取り付けて、初めて議会を解散した。その後の9月14日に実施された帝国議会選挙は、国家社会主義者に地滑り的な勝利をもたらした(議員数は12から107に増加)、それによって大きく躍進した。国家社会主義ドイツ労働者党は、権力の待合室に一気に押し入ってきたのである。その中でも政治の舞台で中心的な役割を担った1人が、アドルフ・ヒトラーであった<sup>2)</sup>。

1931年10月7日、ブリューニングは第2次内閣を組閣した。帝国司法省事務次官の職を長年努めてきたクルト・ヨエルが、この内閣の帝国司法大臣に任命された。彼はすでに1930年12月5日以来、同省の職務を代行してきた。シュレーゲルベルガーは、その間にも55歳の誕生日を迎えつつあったが、ヨエルの提案を受けて、1931年10月11日、帝国大統領フォン・ヒンデンブルクによって事務次官に任命された。それによって彼は、彼の官僚としての職歴の中でも最高位の地位に登り詰めた。シュレーゲルベルガーは、10年の間この地位に留まり、その地位を通じて省の指導に共同して責任を負った。

ヒンデンブルクは、しかしながらブリューニングを解任し、1932年7月1日、その代わりにフランツ・フォン・パーベンを帝国首相に任命した。その時点で、ヨエルはすでに退職していた<sup>3)</sup>。ヨエルはシュレーゲルベルガーに心温まる別れの手紙を送り、シュレーゲルベルガーは長年に渡って上司であったことに対して、数多くの友好的な言葉を用いて敬意を表して返事を書いた<sup>4)</sup>。ヨエルは自分の後任としてシュレーゲルベルガーの名を挙げた。というのも、ヨエルは、ラートブルフが後に記したように、彼のことを「すでに以前から省に勤務する全職員の中で、最も才能豊かな人物として」評価していたからである<sup>5)</sup>。その時ヨエルは、彼が従事してきた職務が継続的に進められていくために、シュレーゲルベルガーがそれを引き継い

でくれることを願った。しかし、この地位に昇進したのはバイエルン司法大臣のフランツ・ギュルトナーであった。

シュレーゲルベルガーは引き続き事務次官の地位にとどまり、最初のうちは新しい大臣と非常にうまくいっていた<sup>6)</sup>。フランツ・フォン・パーベン政府の新内閣は、「男爵内閣」<sup>7)</sup>であった。その構成員には、２人のコンツェルン会長とならんで７人の貴族がいた。1881年にレーゲンスブルクで機関士の息子として生まれたギュルトナーは、その中では例外的な存在であった。もっとも、彼はバイエルン司法大臣として長年職務に携わる中で、専門的な資質だけでなく、国家的・保守的な心情をも備えていることを証明した<sup>8)</sup>。ギュルトナーがバイエルン司法大臣の職にあった時、ヒトラーはオーストリアに送還されかけたが、ギュルトナーはヒトラーに憂慮を伝えたと噂されていた<sup>9)</sup>。この噂は事実でなかったが、ギュルトナーはヒトラーと他の反乱者がライプツィヒの国事裁判所ではなく、バイエルン民族裁判所に訴えられたことを心配し、ヒトラーと他の反乱者が1924年の内乱罪裁判において有利に取り扱われるように、少なからず貢献した<sup>10)</sup>。新政府は、その時にはすでに確固とした国家的・保守的な路線を突き進んでいたため、1932年7月20日の帝国大統領令<sup>11)</sup>に基づいて、プロイセン政府の職務を遂行してきた社会民主党のブラウン政府は失脚に追い込まれ、プロイセンの行政と警察から社会民主党勢力の影響を取り除くために、フォン・パーベンがプロイセンの帝国弁務官に任命された。

1932年12月3日、フォン・シュライヒャー陸軍大將は、フランツ・フォン・パーベンの職務、ならびに閣僚全員の職務を引き継いだ。それは、２ヶ月にも満たない短期間のうちに終わったが<sup>12)</sup>、それでも司法省では変化は起きなかった。

1933年1月30日、アドルフ・ヒトラーが帝国首相に就任した。この日は「権力掌握」の日と呼ばれているが、それでも政府機構の人事には包括的な変更はなかった。ヒトラーは、1月30日の夜、制服を着た2万5千人のヒトラー信奉者と鉄兜団の部隊の暴力的な松明行列によって祝賀を受けたが<sup>13)</sup>、内閣に起用された国家社会主義者は、ヒトラーの他に、内務大臣フリックと無任所大臣ゲーリングだけであった。ドイツ国家人民党の党首アルフレート・フーゲンベルクが経済相を、フォン・ブロムベルク将軍が国防相を、鉄兜団のフランツ・セルテが労働相を担当した。その他の省には、フォン・パーベン内閣とフォン・シュライヒャー内閣の大臣がそのまま内閣に残留し、ヒンデンブルクの寵児であったフォン・パーベンは副首相に就任した。1933年3月に入って、さらに国家社会主義ドイツ労働者党の党員のヨーゼフ・ゲッベルスが帝国民衆教育宣伝省の大臣として入閣した<sup>14)</sup>。つまり、最初の時点においては、大臣レベルでは、国家社会主義者に有利になるような人事変更は行

われていなかったのである。元帝国内務省局長のハインリヒ・ランマースは帝国内閣官房事務次官に、ハンス・ブフントナーは帝国内務省事務次官に就任した。2人とも経験豊富な専門家であり、少し前から国家社会主義運動に共感を示していたが、党幹部ではなかった。つまり、フォン・パーペンと他の閣僚たちは、国家社会主義者を内閣に取り込んで、手なずけることができると考えていたのである<sup>15)</sup>。ヒトラーは表面的には司法省の運営を中央党に任せたが、中央党ではこれを巡って議論が暗礁に乗り上げたため<sup>16)</sup>、ここでもまた以前の役人とギュルトナー、シュレーゲルベルガーが最初から職務に就いた。

ほとんどの帝国大臣が内閣に留任し、その人的構成が断絶することはなかった。それにもかかわらず、1月30日の出来事がどのような結果をもたらしたかは、同時代の人々の目にはすぐに明らかになった。その多数は国家社会主義ドイツ労働者党に所属していない大臣であり、その上彼らは自分たちには後ろ盾として白髪の帝国大統領と軍隊が控えてくれていることを信じていた。しかし、ヒトラーは帝国ではフリックを通じて、プロイセンではゲーリングを通じて、内閣官房および内務省あるいは憲政に責任を負う司法省を支配下に置いたことに満足した。これによって、国家社会主義の権力掌握を迅速に実行できるからであった<sup>17)</sup>。

1933年2月4日、すでに左翼の敵対者に向けられたドイツ民族の保護のための命令が発せられた<sup>18)</sup>。この命令によって、3月5日の帝国議会選挙に向けた選挙戦において、集会、デモ、出版物を禁止する権限がゲーリングによって統制されたプロイセン警察に付与された。その直後の1933年2月27日、帝国議会議事堂が炎上し、その翌日に民族と国家の保護のための命令、すなわちあの悪名高い帝国議会議事堂放火令<sup>19)</sup>が発せられた。この命令は、ワイマール憲法が保障する基本権を無効にし、その後続いた国家社会主義の警察および親衛隊による全面的な恐怖政治を決定的なものにする「法的基礎」であった<sup>20)</sup>。すでに帝国議会議事堂放火後の数日のうちに、プロイセンではゲーリングの警察が数千人のドイツ共産党の幹部を拘束した<sup>21)</sup>。ゲーリングは、1933年2月22日の命令によって突撃隊と親衛隊を補助警察にし、それにより国家的な制裁を課せるテロ路線の遂行を可能にした。政治的敵対者が恣意的に逮捕され、「無秩序」に設置された強制収容所と「監獄」において虐待されるようになったのは、そのためであった<sup>22)</sup>。3月になると最初の反ユダヤ主義的暴力行為が裁判所に対して仕掛けられた。突撃隊の部隊が裁判所に勤務するユダヤ系の裁判官と弁護士を街頭に引きずり出すなどした<sup>23)</sup>。ギュルトナーの見解によれば、司法はこのような干渉を受け入れざるを得なかった。法原則を廃止することなく、「形式的な法的立場は、現代の革命的情勢においては、時に無視せ」ざるを

えないと述べた<sup>24)</sup>。

シュレーゲルベルガーは、後に法律家裁判において、彼の当時の政治的立場について見解を表明した<sup>25)</sup>。彼は自分のことを市民的保守派であると特徴づけたが、むしろ「先進的保守派」という方が的確であり、彼はドイツ人民党とドイツ国家人民党を支持していた。1933年3月には国家社会主義ドイツ労働者党への大量入党の波が押し寄せ、新たに約160万人が入党し、古参の黨員からは、いわゆる「三月に咲いたスマイル」のようだと小馬鹿にされたが<sup>26)</sup>、シュレーゲルベルガーは、彼が主張しているように、入党の勧誘を受けたが、それには応じなかった。彼は、法律家裁判において、自分は決して国家社会主義者ではなかったと主張し、その代わりに世俗の問題に携わることだけを仕事とする表面的には政治的に中立な官僚という人物像を取り繕おうとした。しかし、国家社会主義者の綱領が、「真の民族共同体」を創造するためには、階級対立を克服しなければならないことを目標として掲げた限りにおいて、少なくとも綱領に共感したことを彼は認めた。

国家社会主義者は、法治国家の基本原則を破壊することを求め、凄い勢いで迅速かつ直接的に不法国家を建設することに向かって進んだ。シュレーゲルベルガーは、権力掌握後の最初の数ヶ月の間にそれを個人的に経験することになった。国家社会主義者は、公的には少なくとも右派の市民勢力の支援を当てにして、反対派に対して野蛮な弾圧を加えた。それにもかかわらず1933年3月5日の選挙は、彼らにとって失望の結果に終わった。その選挙の直後の3月7日、シュレーゲルベルガーは、病床に伏した司法大臣ギェルトナーの代理として閣僚会議に出席した。内務大臣フリックはこの閣議において<sup>27)</sup>、帝国議会議事堂放火事件の実行犯として逮捕されたオランダ人マリヌス・ヴァン・デル・ルッベについて発言した。上半身裸、汗まみれで、明らかに精神に異常をきたしていると思われた共産主義の党派に属する若い煉瓦職人が、炎上する建物の中で身柄を拘束された。フリックは、閣議の席に招集されていた閣僚を前にして、このヴァン・デル・ルッベに対する絞首刑を公開して執行すべきであると端的に求めた。彼は自ら、妥当している法は放火に対して重懲役刑を定めている「だけ」であると発言して指摘し、そのため遡及法規の制定が必要であると主張した。彼は、数人の法学教授の鑑定意見書を示しながら、法律なければ刑罰なしの原則はいかなる場合においても妥当しなければならないわけではないと述べた。

ヒトラーもまた、ヴァン・デル・ルッベのために絞首刑用の縄が必要であると主張し、そのために補足的に彼の素朴な法的認識を明らかにした。全一的な国家の生が崩壊しようとしている時に、「法は法であり続けなければならない」という原理

を承認することなどできない。さらにゲーリングが最後に発言し、放火に関与した全実行犯の訴追の現在の状況について述べ、ヒトラーの暗殺計画が準備されていたことに言及した。暗殺は実行されなかったが、もし実行に移されていたならば、数十万の共産主義者が虐殺されたに違いないと、ヒトラーは自ら述べた。

不気味なほど憎悪に満ちた物々しい状態であった。それは閣議というより、むしろ1931年製作のフリッツ・ランクの映画「M」に登場する謀殺犯をめぐる暗黒街の裁判に似ていた。このような状況の中で、シュレーゲルベルガーが発言した。法学教育を受けた学識豊かなこの人物は、上手く立ち回った。彼は密かな抵抗を綿密に行い、装いを凝らそうと試みた。その上で彼は、帝国首相の見解を「全面的」に支持して述べた。「法は諸関係に適合されねばなりません」。ただし、法律なければ刑罰なしの原則が存在することを力を込めて指摘せざるをえない。彼は説明した。この原則が妥当していないのは、ロシア、中国およびスイスの幾つかの州だけである。フリックが提出した鑑定意見書を再度厳密に精査することを希望する。その上で、帝国司法省の側から鑑定意見書をまとめ、大臣の諸氏に対して2つの鑑定意見書を閲覧していただくために送付するつもりである。このように述べたのである。ドイツ国家の最高の父であるフォン・ヒンデンブルクは、最初はヒトラーを嫌っていた。最後の最後まで、ヒトラーを帝国首相に任命することに反対していた。シュレーゲルベルガーの口から話されたのは、ヒンデンブルクが抱いた嫌悪感の最悪の部分であったといえる<sup>28)</sup>。

ヒンデンブルクの事務次官であるマイスナーは、すでにエーベルトの下でその地位に就いていたが、彼もまた同様の方法で目立たない抵抗を行った。彼は、「見せしめにするための処罰が行われねばならない」というヒトラーの見解に「政策的」に賛同していると述べたが、最終的な決定が下される前に、ヒンデンブルクと相談することを強く求めた。このような法律を執行すると、ヒンデンブルクが「重大な良心の葛藤に陥る」かもしれなかったからである。それにもかかわらず、1933年3月29日、遡及適用される「ヴァン・デル・ルッペ法」<sup>29)</sup>が公布され、最終的にオランダ人を処刑できるようになった。

この閣議のわずか数日後の1933年3月21日、さらに次の閣議が開催され、病床のギルトナーの代理として出席したシュレーゲルベルガーは、あることを行う努力をした。彼は新体制に忠誠を誓っていないのではないかと疑われていると思い、その疑いを慌てて払拭しようとした。閣議の議事録によれば<sup>30)</sup>、シュレーゲルベルガーは、国民的高揚を促進する政府に対して陰險な攻撃が仕掛けられ、その攻撃から政府を防御するための帝国大統領令の草案を検討するにあたって、次のように述

べた。「帝国司法省は、とりわけ現在職務を指揮している私は、閣僚から司法省に対して出された非難を非常に重いものと感じています。司法省があらゆる政府、特に国民的高揚を促進する政府を断固として支援することは当然のことです。内乱罪や国家反逆罪の策動から国家を保護すること、また同様の重要な任務の遂行を目標に掲げて、あらゆる努力を尽くして政府を支援することも当然のことです。もう一度それを明確に示す義務が自分にあると思います」。

拝命を受けた直後の宣伝相のゲッペルスは、３月21日の午前中に宣伝行事を企画した。その日の午後、宣伝行事の余韻が残る中、帝国内務省に招集され、円卓に座っている閣僚たちを前にして、シュレーゲルベルガーはこのような立場の修正を行ったのである。その行事は、ヒンデンブルクとヒトラーがポツダムの衛戍教会において、フリードリヒ大王の墓前で手を差し出して握手するという国家的な祝賀行事であった。それによってヒンデンブルクは、これからは国家社会主義の帝国首相を信頼することを公衆の前で明らかにした。その日は、世間で呼ばれているように「国民的高揚の日」であった。その日をもって、国家社会主義と市民は和解し、それは第3帝国の帝国議会の最初の本会議において象徴的に表された<sup>31)</sup>。国家社会主義者は国民的心情に訴えかけ、それまで全く控えめに行動していた全ての国家的・保守的心情の市民を魅了した。

衛戍教会において催された国家行事に列席していたシュレーゲルベルガーは、それに心を打たれ、翌年に出版された著作<sup>32)</sup>に次の言葉を付した。

現代のドイツ史において最高の高揚を迎えた日、ポツダムの衛戍教会の鐘はずっと鳴り続けた。

1933年3月21日は、我々の記憶の中で消えることなく生きている。白髪の元帥と若き新帝国の首相は、厳かな調和のなかでドイツ民族に向けて話された。

しかし、野蛮な迫害措置が向けられた先は、帝国議会議事堂放火の責任がなすりつけられた共産主義者に限定されなかった。3月23日、帝国議会在授権法を可決することによって自ら閉会した後、同一化の波が押し寄せ、わずか数ヶ月の間に、ラント議会、労働組合、そして全ての政党が潰されるか、あるいは自主的に解散するなどした。国家社会主義ドイツ労働者党は、1933年7月14日の政党の新設に対する法律によって、ドイツで唯一の合法政党に指名された<sup>33)</sup>。国家社会主義の一党国家は、同時に指導者国家を意味した<sup>34)</sup>。国家社会主義者は、1933年5月10日、ドイツの諸大学において焚書を企てた。学生たちは、祖国の行進曲の調べに合わせ、力強

いスローガン掲げて炎の中に書物を投げ入れた。それらは、「退廃的、異民族的、ユダヤ的、そして反逆的」であるとして、本屋や書店から奪い取られた書物であった。リオン・フォイヒトヴァンガー、アルフレート・ケール、マン兄弟、アンナ・ゼーガースとアルベルト・アインシュタインを含む多くの芸術家、著述家および学識者が国籍を剥奪され、亡命を余儀なくされた。

国家社会主義者は、公然たる野蛮なテロを用いて国を踏み潰した。彼らの支配が開始された直後の数ヶ月の間で基本的な法原理と決別したことがすでに明らかになった。それらのことがあっても、シュレーゲルベルガーは内心においてさえ新体制に違和感を抱くことはなかった。むしろシュレーゲルベルガーこそが、その数ヶ月の間において国家社会主義の暴力支配の強化を積極的に支えた司法省の官僚機構の指導的な地位にあった1人であった。3月21日の閣議において、国家社会主義の指導とその組織の保護に役立つ以外にないいわゆる陰険令の成立にあたって重要な貢献をなし<sup>35)</sup>、国家社会主義の心情に基づいて犯罪を行った行為者のための恩赦令を支持したのは、他でもなく彼であった。

シュレーゲルベルガーは、たとえユダヤ人の同僚を困難に陥れることになろうとも、多くの論文を公表して、競い合って体制を絶賛し、焚書を行わせた新生ドイツを歓迎する学者仲間に加わった<sup>36)</sup>。シュレーゲルベルガーは、過去数年間に渡って続けられた議会制民主主義を忌み嫌い、特に自由主義に対して敵対的であったので、国家社会主義者の新しい政治を喜んで受け入れた。彼は、帝国司法省の公的機関紙「ドイツ司法」において、国家社会主義の権力掌握の1年間の法の発展を回顧する論文<sup>37)</sup>を公表し、新しい法発展が目指すのは「個人主義およびその政治的改鑄である自由主義から決定的に方向転換を図ること」であると記した。刑法における多くの厳罰化の規定を適用することによって、「立法者」——シュレーゲルベルガーは論文の中でそのように記した——は、「刑罰は本質的に犯罪者の改善のために定められるという自由主義的な見解に見切りをつけた。今や刑罰は国家の権力を具体化する手段、そして応報、贖罪、威嚇のための手段になった」。刑事立法者は、「これまでの国家が犯罪人に対して示した自由主義的な寛容さ」と縁を切った。このように述べたのである。

しかし、刑法はシュレーゲルベルガーの専門分野ではなかった。彼自らが記したように、彼は個人主義との闘争、そして同時に政治的自由主義との闘争を刑法以外の分野、すなわち民事法において行おうとした。新しい権力関係は、それに向かうための道を切り開いたようであった。

シュレーゲルベルガーは、1934年2月2日の「ドイツ司法」の論文において、



「国家的高揚の初年」に民事法から個人主義を除去した４つの立法措置の成果を総括した<sup>38)</sup>。４つの立法措置とは、相続による農地の細分化を防止するために長子が独占的に相続することを認めた帝国世襲農地法<sup>39)</sup>、民族を鍛錬・強化する上で特別に重要な意味を持つ企業経営に関して、それに反する相隣権を制限するための1933年12月13日の法律<sup>40)</sup>、家族法の領域における「自由主義時代の頹廢的現象」を取り除いた1933年11月23日の法律<sup>41)</sup>、そして民事訴訟法の領域において、自由主義的な訴訟規則からの決定的な転換をもたらした1933年10月27日の法改正<sup>42)</sup>である。

しかし、シュレーゲルベルガーは、それ以上のことを望んでいた。彼が望んでいたのは、民法典を廃止することであった。1934年に公表された「立法に対する我らの時代の使命について」<sup>43)</sup>という表題の論文において、彼は民事法の中心にある法律に対して大打撃を加える態勢を整えた。ゲルマン法学派にとって以前から常に目の上のこぶのような存在であったのが民法であった。彼は、ティボーとサヴィニーの間で繰り広げられた有名な法典論争に論文の表題に結びつけ<sup>44)</sup>、これまで行ってきた以上に明瞭に自己の見解を明らかにした。しかも、継受されたローマ法は「愚鈍の産物」であると語った人々の立場に立って自己の見解を明らかにした。彼はすでに公表した最初の論文において、ゲルマン法学派を支持していることを表明したが、その当時は民法典に対する批判はまだ控えめであった。それどころか、部分的に民法典を擁護しさえした<sup>45)</sup>。ようやく彼は、オットー・フォン・ギールケの有名な批判を引き継いで、「偉大な立法であっても、その当時の生の観念の立場から見れば、その全ての部分が破綻している」と自ら述べるに至った。彼は、民法が「戦争と戦後、通貨危機、インフレ、デフレ、道徳的退廃と国家的無秩序」の中でさらに展開したことを真の苦難の道と名づけ、「債権法における法的無政府状態」が生じたことを嘆いた。そして、この展開の要因を次のように述べることも忘れなかった。「ローマ法がとどまることなく侵入してきた。それは、ドイツにあった元々の法に対して甚大な悲劇的運命をもたらす前兆であった。そのようになった原因は何であったか。その原因は、自国の法が十分に体系的に統合されず、また学問的に整序されていなかったこと、学問的な整序を行う義務を負う人々によって確固としたものにされていなかったことにある」。

以上のことからシュレーゲルベルガーにとって明白になった結果は、すでに論文の表題によって明らかにされていた。民法典を「ドイツ民族のためにドイツ語で話す」新しい法律によって替える要求がそれであった。

時代は時機を得た。彼の目にはそのように見えた。その時、彼は運命的感動という世間を支配していた感情によって満たされていた。それは、ドイツ人が経験した

挙国一致の体験を想起させた。「余はいかなる党派の存在も知らぬ。あるのはただドイツ人のみである」。第1次世界大戦が勃発した1914年、皇帝はこのように演説したが、シュレーゲルベルガーを満ちた感情は、1914年8月にドイツ人が経験した挙国一致の体験を思い起こさせるものであった。ヒトラーは、ドイツの国民大衆に対して一体感と同志的連帯を取り戻させることに成功した。それがどのようなものであったかを、ヨアヒム・C・フェストは彼のヒトラー評伝において見事に記している<sup>46)</sup>。フランツ・シュレーゲルベルガーは、そのようなドイツ人の1人であった。彼は論文「立法に対する我々の時代の使命について」の中で次のように書いた。「固有の私が存在するか、多数の私から成る大衆の意見を尊重するというのは、カルトの思想である。我々がそのようなカルトから再び解放されたこと、我々の力の根源が我々と民族との連帯にあること、その連帯が民族の中にあることを我々が自覚したこと、これらは我々が素晴らしい時代を、高揚期を迎えていることを意味している」。

民法に関して言えば、それがシュレーゲルベルガーにとって持つ意味は、民法を「度が過ぎた個人主義」から解放したいということだけであった。そのような個人主義が威圧的な方法を用いて共同体思想の振興の邪魔をしている、私法と公法の内的統一性を破壊している、すなわち彼がフォン・ギールケから引用する、かの「ゲルマンの先史時代の貴重な遺産」を破壊しているというのである<sup>47)</sup>。シュレーゲルベルガーは、私法と公法との分離状態を解消することによって、実務上、契約の自由を廃止するのではなく、少なくともそれを厳しく制限することを求めた。キルヒハイマーは、1941年にアメリカ合衆国で公表した論文において、人間と人間の関係を全体主義体制の日常的必要性のもとに容赦なく従属させることが彼の法律観の正体であると暴露した<sup>48)</sup>。

しかしながら、シュレーゲルベルガーはこの論文の中で、民法における新しいものが何であるかについては、「ドイツ民族にはドイツ法を」であるとか、「度が過ぎた個人主義」を克服しようというような概念を用いて曖昧に表現しただけであった。シュレーゲルベルガーがこの点に関して明らかにしたのは、1937年の初頭になってからであった。その時に公表したのが、後に有名になった論文『民法典からの決別』である<sup>49)</sup>。その論文は、彼が1937年1月25日にハイデルベルク大学で行った講演に基づいたものであった。彼はその中で、彼がすでに1934年の論文で民法に対して行った批判を繰り返したが、今回の批判は細部に渡って行われた。「履行遅滞および履行不能と意思表示の取り消しに関する法原則に合致した購入契約を解除したり、その内容を変更する取り扱いが耐え難いと言われることがあるのは、大袈

娂なことではない。抵当権および相続権の重要な規定は、非常に不明確で細かすぎるため、たとえ専門家であってもそれを理解するのは至難の業である<sup>50)</sup>。

民法典に対する彼の批判は、その法典が生に疎遠であり、技巧的である点に繰り返し向けられた。民法典では、一体的関連性のない生活領域が構造的にまとめ上げられ、また抽象的な概念によって統合されているのでないか。例えば、「日常的な普通の消費財」の所有と「神聖な祖国の土地の一区画<sup>51)</sup>」の所有との間には一体的関連性がないにもかかわらず、民法典では同じように扱われているのではないか。そうであるなら、民法典を改正して作り変えるというのではなく、他のものに取り替える必要がある。その場合、「等しくない法領域を等しいものとして取り扱い、それを結び付ける民法典<sup>52)</sup>」の留め金を取り外すために、民法典を新しい法典によって取り替えるというのではなく、多様な生活領域に対応した複数の法典へと制定し直すべきである。総則は取り除くべきであり、再び取り入れてはならない。その代わりに民法は、人格法、共同体法・社団法・団体法、土地法、そして最終的にいわゆる日常生活法というおよそ４つの分野に編成されるべきである。シュレーゲルベルガーは、１年後に「第３帝国におけるドイツ法の発展」に関する論文においてこのように記した<sup>53)</sup>。最後の日常生活法には、シュレーゲルベルガーが繰り返し強く宣伝した信義則への配慮に関する一般条項とともに、内容的に契約規則および損害賠償規則が含まれ、それと並んで労働と賃金、財の生産、金銭と金銭貸借に関する規則も含まれた。

シュレーゲルベルガーは、ハイデルベルクで行った講演の最後に自らの抱負について語った。「今日、私は次のことを報告できることを幸せに思います。総統であり、かつ帝国首相を務める御方は、帝国司法大臣ギュルトナー博士の上申を受けて、現在民法典において規則とされている法を革新することに、帝国司法省が直ちに着手し、新しい法典の見地から生活財の多様性に対応した個別の法律を準備することを了承されました<sup>54)</sup>。しかし、それは民法典からの決別には決して至らなかった。

国家社会主義が支配していた間、特に婚姻法、家族法、ならびに労働法に関して決定的な変更がなされた。民法典は、ユダヤ人を法的に排除するための法解釈論的な形態を与えるのに適した法であったが、それらの法が変更されることによって、民法典がそのような法へと取り替えられることはなかった。もっとも、1940年7月以降には民族法典の準備作業が進められることになったのであるが、シュレーゲルベルガーはそれには関与しなかった。その準備作業は、第3帝国の指導的な民法法学者であるヘーデマン、レーマンおよびジーベルトによって1942年に編集された解

説付きの草案へと結実した<sup>55)</sup>。その準備作業が、戦争のために個人を蔑ろにするようなものではなかったのはもちろんである。

今やシュレーゲルベルガーは、立法を管轄する省の頂点にいる指導的な官僚として、国家社会主義体制を支える1人になった。もっとも、そのことから彼自身が国家社会主義者であったという結論を引き出すのは誤りであろう。それどころか、彼自身はニュルンベルクのアメリカの軍事裁判所に対して異議を唱えることさえしたのである。彼は自分自身を保守的であると評価していたが、この概念には幅があるため、それを考慮に入れるならば、彼が国家社会主義者であったという結論はあまり説得的ではなかった。とはいえ、的を射ていないというわけでもなかった。プロイセンの官僚には、「保守性」を超党派性と同列視する気質があることが典型的に認められ、東プロイセン人であるシュレーゲルベルガーもまた、そのような気質の持ち主の1人であった<sup>56)</sup>。その場合、超党派性の概念の背景には1つの基本的要請が隠されていた。その要請とは、皇帝の帝国からワイマール民主政へと展開する過程において、官僚はあまり交替させてはならない、すなわち官僚は社会的な利害関係を越えた仲裁裁判官のような存在でなければならないというものであった。それは、官僚はかつて皇帝の時代には皇帝に仕えて、その支配に共に従事するために任用され、自らが国家を代表したという保守主義者の自己認識でもあった。

民法に関するシュレーゲルベルガーのテーゼもまた、国家社会主義者によって樹立された独裁の論理に完全に対応していたが、国家社会主義的なものではなかった。民法に関する彼のテーゼは、国家社会主義運動より以前にあった法と国家の理解に由来していた。それは、すでにケーニヒスベルク大学の彼の恩師である国法学者のフィリップ・ツォーンが表明していた極めて保守的なプロイセンの熱狂的愛国主義の影響を受けて作られたものであった<sup>57)</sup>。19世紀初期のロマン主義的な国家意識は、すでにヴィルヘルムの時代においてプロイセン・ドイツの排外主義へと転換していたが、シュレーゲルベルガーが用いた言葉は、その時代の右翼保守主義のゲルマン法学派の言葉であった<sup>58)</sup>。

シュレーゲルベルガーは、かつてワイマール時代に、本省勤務の官僚が可能な限り広範な立法活動の自由を要求していることを取り上げ、それを推し進めるために『立法の合理化について』という論文を執筆し、その中で裁判官制と議会制を攻撃した。この要求は、国家社会主義の権力掌握後も引き続き主張された。それどころか、より強く求められ、後に総統国家の唯一の党に対しても向けられるようになった。シュレーゲルベルガーがかつて国家社会主義者の支配が始まった最初の年を振り返りながら求めたように、それは強力な国家を求める要求であった。強力な国家

とは、旧い保守勢力によって活用された官僚が国家生活のあらゆる重要な分野において可能な限り広範に行使しうる影響力のことである<sup>59)</sup>。彼はそのテーゼを繰り返して述べたが、その背景には「重点はもはや個々の人間にあるのではなく、民族全体にある」<sup>60)</sup>という考えがあった。そうであるならば、シュレーゲルベルガーがニュルンベルクのアメリカ人裁判官に対して示唆したことは、次のように理解することができるであろう。つまり、国家社会主義者が「真の民族共同体」を創造するために階級闘争を克服することを目的としていた限りにおいて、彼は少なくとも国家社会主義者に共感していたのである。社会的な生は、競合する階級的諸勢力の利害対立や個々人の利益追求によって決定されるのではなく、全ての人々の福祉のために行動する権力的な官僚制度、異論の余地のない支配者の権威に依拠しうる官僚制度によって決定されるのであり、この官僚制度の全権は、民法の前であっても立ち止まる必要はない。その権力は、私法と公法が分離しようとも、また契約の自由の原則があろうとも制限を受けることはない。シュレーゲルベルガーは、このように主張したのである。

その限りで言えば、シュレーゲルベルガーは、最初の時点では国家社会主義者に敵対しているのではないかと受け止められていた。というのも、シュレーゲルベルガーと旧官僚機構および司法機構は、可能な限り制限を受けない地位が与えられるべきであると求めたのに対して、国家社会主義者はそれに異議を唱えたからである。異議を唱えたのは、とくに党、突撃隊および親衛隊であったが、ヒトラーは、最初の時点では、伝統的な官僚制度の利益とその要求を擁護する態度をとることもあった。

国家社会主義の革命が勝利したそのとき、運動の闘士は案の定、勝利の報酬を求めてきた。1933年3月、国家の人事政策は党によって完全に奪い取られそうになった<sup>61)</sup>。成功裡に終わった1933年の「革命」の後、国家社会主義ドイツ労働者党の「旧闘士」は、帝国司法大臣のポストをもって労われることを願った。ミュンヘンの弁護士ハンス・フランクとプロイセン司法省の中級管理職（司法省財務局長）出身のハンス・ケルル<sup>62)</sup>が特にそうであった。フランクは、1923年にヒトラーがミュンヘン一揆を起こした時に、すでにオデオン広場の將軍廟に向かう行進に参加していた。彼はバイエルン司法大臣であり、「国家社会主義ドイツ法律家同盟」（BNSDJ）の指導者であり<sup>63)</sup>、1933年10月には、「ドイツ法学協会」の会長に就任した。シュレーゲルベルガーは、ニュルンベルクの法律家裁判で証言したように、ドイツ法学協会は帝国司法省と競合関係にある機関であると見ていたが<sup>64)</sup>、事務次官である彼自身はドイツ法学協会の「指導理事会」の一員であった<sup>65)</sup>。ケルルは、

「国家社会主義ドイツ法律家同盟」の会長代理であり、プロイセン司法大臣であった。シュレーゲルベルガーは、法律家裁判においてケルルについて次のように証言した。ケルルはベルリンのユーターボークに司法修習所を設立し、シュレーゲルベルガーがそこをケルルと共同視察した際<sup>66)</sup>、彼が費用を要するこのプロジェクトのために大企業から財政援助として賄賂を受け、その企業に対して法的に刑事訴追の措置を寛大にしたことを、臆面もなくシュレーゲルベルガーに認めた<sup>67)</sup>。シュレーゲルベルガーは、このように証言した。フランクとケルルは、互いに国家社会主義を確信する同志的な関係にあったが、それと同時に熾烈な競争関係にあり、敵対的な関係にあった。白髪のヒンデンブルクの逝去が案じられた時に、彼らはその死後にヒトラーによって帝国司法大臣に任命されることを望んでいた<sup>68)</sup>。しかし、フェストが的確に定式化したように、革命が成功裡に終了した後、ヒトラーは国家をあたかも略奪品のように党に引き渡すことを拒否したのである。それは、安定的かつ迅速に事に当たるといふ彼の戦略的な知恵に基づく判断であった<sup>69)</sup>。

保守派と党派的急進派が対立したことによって、管轄権に混乱が引き起こされた。それは第3帝国の支配構造の特徴でもあった。たとえ管轄と指揮命令系統に混乱が生じようとも、ヒトラーはそれを超越した唯一の存在であり、総統として存在していた。それだけに、競争関係にある国家社会主義者だけでなく、そうでない者もまた、異論の余地のない全能の地位に立つ最上級の仲裁裁判官から支援を受けることをいっそう待望した<sup>70)</sup>。国家社会主義の革命が勝利に終わった後、シュレーゲルベルガーとギュルトナーは、それまで通りの職務上の地位に留まることができた。彼らはある権力的な戦術原理を用いた。それは全ての事柄をヒトラーの采配に委ねるといふ原理である。ヒトラーはその原理を巧みに用いた。この権力的な戦術原理が功を奏して、彼らは職務の地位に残留できたとし、差し当たりその地位を強化することさえできた。

それを表しているのが、いわゆる司法の「帝国化」、すなわち州の司法省を解体し、ベルリンにある帝国司法省がその管轄権を継承する経過であった<sup>71)</sup>。司法の「帝国化」は、国家社会主義者が帝国と州の権力配分を破壊するための戦略の一部であった。帝国化を機械的に推進するための審議が数ヶ月間に渡って続けられ、それが終了した後、フランクとケルルは、各々が帝国司法大臣に任命されることで粘り強い闘いの勝利をつかむことができると期待していた。しかし、事態は違っていた。フランクは、1933年4月22日のギュルトナーの提案に基づいて、州における司法の統一化と法秩序の革新のための「帝国委員」に任命されたが、最終的に帝国化によってバイエルン司法大臣の地位を失い、さらには立法機関からも全面的に排除

され、1935年にヒトラーによって無任所の帝国大臣の地位に移された<sup>72)</sup>。ケルルの場合は全く異なっていた。彼は、1934年6月、神経衰弱のためプロイセン司法大臣の地位を投げ出した。その結果、伝統豊かで権力的な省が解体されることになったが、ギュルトナーは省が解体されるまで最後の長として職務にあたった。ケルルは、1935年7月、帝国宗教省大臣に任命され、その後は司法政策において役割を果たすことはもはやなかった。

1935年4月2日、ベルリンのウンター・デン・リンデン通りにあるオペラ劇場において、司法の帝国化に向かう最後の一步が国家的行事とともに進められた。ヒトラーおよび帝国、州、党の指導部ならびに司法機関、弁護士会、法学界の全ての幹部が出席するもて、州の司法行政がギュルトナーの下にある帝国司法省に厳粛に委ねられた。州の司法大臣は党への忠誠心の強い国家社会主義者が務めていたが、この行事によってギュルトナーとシュレーゲルベルガーは、彼らから管轄権を奪い取ることができた。フランクとケルルと同じように職務から排除されたのが、ザクセンのティーラックとハンブルクのローテンベルガー<sup>73)</sup>であり、いずれも影響力の強い国家社会主義の法律家であった。シュレーゲルベルガーは、帝国化にあたってギュルトナーを継続的に支援した<sup>74)</sup>。国家社会主義の州司法大臣がその地位を失い、ギュルトナーと彼が職務に留任し、ようやく司法全体が彼らの手中に収められた。彼は後にニュルンベルクの法律家裁判において、それがギュルトナーと彼にとっていかに大きな成果であったかを証言した。また、シュレーゲルベルガーがゲーリングに対して、なぜ党は折に触れて司法省を妨害したのかと質問したところ、ゲーリングが1941年の会談で次のように答えたとき、アメリカ人裁判官に話した。「(ゲーリングは次のように述べた)『党はそれを可笑しいことであるとは思っていません。これまで司法の帝国化が進められてきたように、いかなる状況のもとにおいても進められるのが司法の帝国化です。司法の帝国化は、党が帝国司法省に対して対立的な立場に立って、司法省の生き生きとした活動を可能な限り困難にするために進めているのです。党は、司法行政を全面的に国家社会主義者の手中に収めなければならないという立場に立っています』。さらに、ゲーリングは、次のように付け加えて述べました。『私自身は、1934年のこの出来事について、ギュルトナーと貴方を決して許しません』<sup>75)</sup>。

司法行政の中央集権化が図られたために、当然のことながら、帝国司法省の職務領域の拡大とその機能負担の増大という結果をもたらされた。帝国司法省の人員は他の省と比べて少なかったが、1935年の末までに職員数508人にまで膨らみ、そのうち90名はプロイセン以外の州の出身者であった<sup>76)</sup>。帝国裁判所、民族裁判所およ

び帝国特許庁、それと並んで2576の裁判所および検事局、177の行刑施設が省の管轄下に入ることになった。総勢で9万人の官僚、職員、従業員から成り立った<sup>77)</sup>。当時の助手が記憶しているように<sup>78)</sup>、このエリートの専門官庁から出来上がったのは、心の通わない異質なマンモス機関であった。人事政策は、これまで立法省としての司法省ではわずかな役割しか果たしてこなかったが、今では重要な課題になり<sup>79)</sup>、それはしばしば司法省と党との間において対立を引き起こした<sup>80)</sup>。

ギェルトナーとシュレーゲルベルガーは、もしかしたら彼らの権限を拡大できるのではないかと誤解し、司法省内の党代表より優位に立てると考え、その結果として苦い経験をする事となった。帝国化の流れのなかで帝国司法省の幹部にまで昇進できたのは、少なくとも中堅の幹部党員のうち卓越した党員法曹だけであった。1893年にツェレで生まれ、カッセルで弁護士をしていたローラント・フライスラーが、今やシュレーゲルベルガーと並んで第2事務次官に就いた<sup>81)</sup>。彼は後に1942年に民族裁判所長官に任命され、第3帝国の末期に、7月20日のレジスタンス活動家に対する裁判において野獣のように吠えた極悪人であるとの悪評がドイツ国境を越えて広がった人物である。フライスラーは、プロイセン司法省の出身で、ケルルの友人でもあり<sup>82)</sup>、プロイセン司法省では事務次官として勤務し、1925年に国家社会主義ドイツ労働者党が再建された時に入党し、その後、数年間に渡って多くの刑事裁判において党員弁護士として活躍し、好評を博した。

シュレーゲルベルガーは民事法を管轄し、彼と同じ等級に位置づけられたフライスラーはその後は刑法を管轄し、特に法曹養成に関する業務に関心を払った。シュレーゲルベルガーは、ニュルンベルクの法律家裁判において、同じ事務次官を務めた同僚のことを「疑いの余地のないほどの高い知性」を持った人物として描写したが、「彼は明らかに異常な精神的な素質の持ち主でした。彼は、極端なほどの野蛮さと女性のような繊細さの間で揺れ動いていました。彼が明白な根拠を示さずに官僚のことを最も口汚い言葉で罵ったかと思うと、すぐさま彼らの前に姿を現して、深々と頭を下げて許しを願い出ることもありました」<sup>83)</sup>。フライスラーは仕事に際して一貫性を欠き、常に落ち着きがなかったが、権力を得るに関しては貪欲であった。常に新しい課題と問題を探していた。シュレーゲルベルガーは、フライスラーのことをこのように述べたのである。

シュレーゲルベルガーは、ギェルトナーの死後、省の指導を引き継ぎ、その代行として職務にあたった。彼は、その時期のことについて次のように報告した。フライスラーは事務次官として職務に従事した。お酒を飲んでいるうちは、非常に控えめであったが、「ひとたび酔うと、自制できなくなりました。そして、そのような



状態で発言し、省の目的について全く誤解を招くイメージを与えることがしばしばありました。関係するポストにいる人々が、省の実務と彼の発言とが食い違っていることを知ったとき、彼は党から厳しく非難され、落胆しました。新たに喧嘩を仕掛けることもありました。彼は情緒不安定な性格でした。そのため、私が彼を非難した時には、しばしば彼は涙を流して善処を約束したこともありました。しかし、彼の道徳的な力量はこの約束を長期間継続するには十分ではありませんでした」<sup>84)</sup>。

フライスラーが、省の他の２人の幹部、すなわちギュルトナーとシュレーゲルベルガーの生命に重大な危険を及ぼしたことが実際にあった。ただし、その危険がこの２人から見れば異常人格ともいえる性格を持ったこの人物から生じようとも、２人にとって統制するのに何ら問題ないと思われた。フライスラーは、党の代表として省の頂点にいたが、ギュルトナーとシュレーゲルベルガーから見れば、彼はいわば取るに足らない悪党でしかなかったからである。一方では、フライスラーは、ヒトラーやゲッペルスを中心とする国家社会主義の指導部の幹部には全く好かれていなかったが、それでも彼は100パーセントの国家社会主義者であると評価されていた<sup>85)</sup>。しかし、不信感があった。特に不信感が抱かれた理由は、かつて1914年10月に第1次世界大戦が始まった時に、ロシアの捕虜収容所に長期間収容され、そこに1920年まで抑留されたことにあった。これに結びつけられたのは、最後まで明らかにされなかった例の噂である。フライスラーが捕虜収容所でマルクス主義を集中的に学習し、ポリシェヴィキの政治委員を務めていたという噂である。他方では、フライスラーは「最優秀」の成績で博士号を取得し、刑法という彼の専門分野において、誰もが認めるような素晴らしい能力と学識を身につけ、法学の専門雑誌と論文集に多数の論文を公表するにまで至った<sup>86)</sup>。特徴的なことは、ギュルトナーとシュレーゲルベルガーは、フライスラーに対して嫌悪感を抱いていたにもかかわらず、フライスラーが彼らを個人的に傷つけようとしていたとは決して主張しなかったことである。というよりも、フライスラーは、国家社会主義の頂点に立つ人の寵愛を受けられるよう努力しただけでなく、同じ専門分野の年長の保守的な同僚から有能な法律学の同志として認められるよう努力し、その限りにおいてギュルトナーとシュレーゲルベルガーに徹底して忠誠心を示すことさえした。もちろん、シュレーゲルベルガーは、そのことを黙っていたが、ゲッペルスが書いた1943年9月23日の綿密な日記には、フライスラーに関して次のように記されていた。「フライスラーは、民族裁判所長官として自己を暴力的に脱皮させ、そしてそれを貫きました。彼はかつてプロイセンのラント議会では国家社会主義者でした。今や再び急進的な国家社会主義者になっています。彼が司法省事務次官として行ったことはほん

の僅かでしたが、今日、彼は民族裁判所長官として多大な貢献をしています」<sup>87)</sup>。

ヴォルフガング・ハインツェラーは、若手の判事補として務めた1934年から1936年までの間、シュレーゲルベルガーの下で個人的な調査官として勤務していた。彼は1988年に出版された彼の自叙伝の中で、シュレーゲルベルガーとフライスラーの2人の性格は決して違ったものではなかったと書いた<sup>88)</sup>。ただし、シュレーゲルベルガーの方がもう1人の事務次官級の同僚よりも知性と熟練の点において優れていたという。フライスラーは、すらりとした外観の激情家であったのに対して、シュレーゲルベルガーは、ハインツェラーの記述によれば、小柄で、ずんぐりし、大きなわし鼻をしていた。澁刺とし、常に機敏でかつ頑強で、しかも高い学歴を持ち、魅力的な親切心をもった完璧な外交官であった。信じられないほど早く物事を理解し、非常に知的で、粘り強い創造力を持ち、物事に対する反応の点で他人より常にやや勝っていた<sup>89)</sup>。特徴的な大きな頭をした小柄な男性は、東プロイセンの強い訛りで非常に早口で喋った。彼に課された大きな仕事があると、わずかな睡眠時間しか取らなかったという<sup>90)</sup>。ハインツェラーは彼の上司からこのような強い印象を受けたことを記述した際に、シュレーゲルベルガーが虚栄心が強く、また激しい名誉欲を露にしたことを隠さなかった。

シュレーゲルベルガーは、公的に称賛されることを求め、すでにワイマール共和国の数年間において幾つかの賞を受けた。彼はその称賛をナチのテロがまかり通るドイツにおいても変わらずに享受した。1936年10月23日、この事務次官級の学者は、60歳の誕生日を迎えた。これを機に、『新生ドイツ法への寄与』という表題のもとに祝賀論文集が編集され、シュレーゲルベルガーに祝賀が寄せられた<sup>91)</sup>。編者は、帝国裁判所長官エルヴィン・ブームケ、当時最も著名な民法学者であったベルリン大学教授ユストゥス・ヴィルヘルム・ヘーデマン、そして学術活動および出版活動においてシュレーゲルベルガーと共同し、結びつきの強かった司法省局長グスタフ・ヴィルケであった。祝賀論文集の執筆者には、編者とならんでエドゥアルト・コールラウシュやハインリヒ・ティッツェのような非常に著名な教授陣、省官僚出身の多くの幹部職員が名を連ねた。後に7月20日の暗殺事件で死刑に処されたライプツィヒ市長のカール・フリードリヒ・ゲルデラー、ローラント・フライスラー、内務省事務次官ヴィルヘルム・シュトゥッカーもまたシュレーゲルベルガーに敬意を表して論文を献呈した。シュトゥッカーは、反ユダヤ人立法に際して傑出した役割を發揮した人物である。祝賀論文集の表題は、敬意の内容をよく表していた。多くの論文は、まさに法秩序を新しい「時代精神」において改造する模範的な努力の成果であった。

彼は、荒々しい大波が迫るような勢いで論文を公表した。それは静まることはなかった。すでに言及した民法および第3帝国における法の発展に関する論文と並んで、新株式法<sup>92)</sup>、特許法改正に関する著作<sup>93)</sup>、とりわけ商法典の注釈書の編集<sup>94)</sup>が公表された。注釈書の後の版は、連邦共和国において標準的な著作になり<sup>95)</sup>、シュレーゲルベルガーの名前は後世の法律家の世代にも知られるようになった。株式法に関する論文は、株式法を改正するにあたって重要な協力を行ったことの成果である。その協力は、確かに国家社会主義思想とは無縁のものであったが、それによって特に経済活動に対する要望に応えることができた<sup>96)</sup>。

1938年1月30日、彼はヒトラーの個人的な指示に基づいて、国家社会主義ドイツ労働者党に迎え入れられ、党員番号5501057を受け取った。シュレーゲルベルガーは、後の国際軍事裁判と法律家裁判において、この措置については事前に知らされておらず、入党の指示は書面の決定によって初めて知らされたと述べた<sup>97)</sup>。ギュルトナーは、すでにその1年前にナチではない他の閣僚と一緒に入党していた。彼はそのことに対して、不機嫌な顔をして注釈を加えた。「内閣官房の官僚は黨員ですが、誰であっても私に職務執行上の提案をすることが許されているわけではありませんでした。そのことは、少なくとも良かったことです<sup>98)</sup>」と答えた。

1938年3月、オーストリアがドイツ帝国に暴力的に併合された後に、ヒトラーは、1938年4月23日に布告を出し、5月1日にオーストリアの司法行政を帝国司法省が継承するよう命じた。その結果、オーストリア司法省は、「司法省オーストリア局」<sup>99)</sup>になった。5月16日に開催される予定の厳粛な継承行事に出席するために、ギュルトナー、シュレーゲルベルガーおよび省の他の幹部級の代表者がウィーンに赴いた。シュレーゲルベルガーは、その翌日、私設の研究調査官で局長のヴィルケと共に、オーストリア司法行政機関が管理する自動車に乗ってオーストリア特許庁に行き、そこで協議をしてからウィーンに戻る直前に重大な自動車事故に遭遇した。シュレーゲルベルガーは、そのために右肋骨を3ヶ所骨折し、肋骨を数本折った。ヴィルケは、その時受けた傷が原因で死亡した<sup>100)</sup>。シュレーゲルベルガーは、数ヶ月のあいだ職務に就くことができなかった。

ヴィルケは、すでにバンベルク上級州裁判所長官に就任することが決定していた<sup>101)</sup>。彼が突然この世を去ったために、彼の名前がその後の法学界に知られることはなかった。ベック出版社は、彼の名前の下に民法典の注釈書を編集した。それは、後の連邦共和国において最も名の通った、最も重要な民法典注釈書になった。1939年に出版された注釈書の初版を編集し、表題を付けたのは、ヴィルケの死後、帝国司法試験選考庁長官になったオットー・パラントである<sup>102)</sup>。

その後の時期、特に1938年は、益々進められた急進化によって特徴づけられる<sup>103)</sup>。急進的な国家社会主義者は、体制側に立つ保守勢力に対して圧力をかけ、それを強化した。1937年1月26日、公務員法が可決されたが、それを最後にヒトラーが議長を務める閣議が招集されることはなくなった<sup>104)</sup>。ヒトラーはすでに1937年11月5日、いわゆるホスパッハ議事録によって後に知られることとなる帝国官房内の秘密会議を開催していた。彼はその会議において、政治指導部と軍指導部に向けて征服戦争を巻き起こす決定をしたことを明らかにした。軍指導部のブロンベルク、フリッチュとベックは、1938年1月および2月に謀略によって公職から追放され、同時に帝国外務大臣フォン・ノイラート——彼はすでにフォン・パーベンおよびフォン・シュライヒャー内閣においてこの地位に就いていた——は、ナチの出世主義者のリップントロップに替えられた。

オーストリア「併合」の後、イギリスおよびフランスの首相は、戦争の勃発を回避するために、1938年9月にミュンヘンでヒトラーおよびムッソリーニと会談を持ち、そこでドイツ側にズデーテンを明け渡し、その併合を認めることを余儀なくされた。そして、ついに11月には公的に仕組まれたユダヤ人ポグロム<sup>105)</sup>が行われた。国家社会主義は、保守的な装いを凝らして控えめな態度をとってきたが、そのような時代は終わった。

このような展開は、司法にも直接的な影響を及ぼした。シュレーゲルベルガーは、閣議がそれ以降中止され、ヒトラーの権力要求とその実際的な影響が益々強化されるようになったと、法律家裁判において述べた<sup>106)</sup>。確かにギェルトナーとシュレーゲルベルガーは、引き続きその地位を維持することができたが、歯止めとなる役割を担ってきた2人の保守的な法律家は、今度は急進的な国家社会主義の司法政策を執行する役割を担うことになった<sup>107)</sup>。シュレーゲルベルガーが後のニュルンベルクの法律家裁判において認めたように、1939年になってから、ようやくヒトラーが独裁者であるという見解に至ったというのが特徴的である<sup>108)</sup>。シュレーゲルベルガーにしてみれば、ヒトラーが独裁者へとのし上がったのは、何が理由からだったかという点、それは国家社会主義の総統が最初から国を野蛮なテロで覆したからではなかった。敵対的な政党や組織が全体として解散させられたからでも、事実上議会が閉鎖されたからでもなかった。保守的・権威的な官僚制さえも、この人物に対して無力であると認識するようになったからである。そのために、ヒトラーは独裁者にのし上がったのである。

かつて1914年に戦争が勃発した時、民衆はそれを祝賀して、自然発生的に歓声を歌にして上げたが、ヒトラーが1939年9月にポーランドへ侵攻し、第2次世界大戦

を引き起こした時には、そのような場面は見られなかった。しかし、国防軍が早々と最初の成果をあげ、早速ポーランドに勝利し、ついにはフランスを降伏に追い込んだことにより、ヒトラーの栄光は確固たるものになった。ドイツはかつて非常に苦難を強いられた。ヒトラーはそのドイツの救世主であった。「ベルサイユの屈辱」の汚名を返上したのは彼であった<sup>109)</sup>。名誉と祖国という枠組において物事を考えてきたフランツ・シュレーゲルベルガーもまた、そのように感じ取ったのではないだろうか。しかし、その一方で彼は、体制の政治がさらに暴力的に急進化したことを直接的に感じ取った帝国の指導的官僚の1人でもあった。それは、保守的な官僚が志す方向に無条件に添うものではなかったが、戦争体験を目の当たりにして、彼はいわば臨戦態勢の立て銃の姿勢をとるようになった<sup>110)</sup>。ギュルトナーと彼は、そのような急進化の過程に飲み込まれた。それはほとんどの国民を覆い、歴史に対する比類のない責任を彼らに負わせたのである。

- 1) Vgl. Bracher, Die deutsche Diktatur, S. 188.
- 2) Vgl. Fest, Hitler, S. 401 ff.
- 3) Radbruch, Des Reichsjustizministeriums Ruhm und Ende, in: SJZ 1948, Sp. 59. 後にラートブルフは、ヨエルはフォン・パーベンと一緒に仕事をするのが嫌だったので任意に辞職したのだと、後に主張した。しかし、シュレーゲルベルガーは、ラートブルフに宛てた手紙の中でそれを否定した。それに対して、Godau-Schüttke, Rechtsverwalter des Reiches Staatssekretär Dr. Curt Joël, S. 211 ff. は、シュレーゲルベルガーが述べたことが内容的に真実なのかという点について説得力ある問題提起をしている。
- 4) その手紙は、Godau-Schüttke, a.a.O., S. 208 ff. に掲載されている。
- 5) Radbruch, a.a.O., Sp. 59.
- 6) これはシュレーゲルベルガーがヨエルに宛てた手紙に基づいている。その手紙については Godau-Schüttke, a.a.O., S. 213 f.
- 7) この点に関しては、Fest, a.a.O., S. 468 f. を参照されたい。
- 8) この点に関しては、Gruchmann, Justiz im Dritten Reich, S. 57 f. を参照されたい。
- 9) この点に関しては、Gruchmann, a.a.O., S. 41. を参照されたい。
- 10) ヒトラーの内乱未遂罪の裁判においてギュルトナーが果たした役割については、Gruchmann, a. a. O., S. 33-48; Reitter, Franz Gürtner, Politische Biographie eines deutschen Juristen 1881-1941, S. 70-73. を参照されたい。
- 11) RGBL I, 1932, S. 377.
- 12) フォン・パーベン、フォン・シュライヒャーおよびヒトラーの各々の内閣の構成については、Huber (Hrsg.), Dokumente zur Deutschen Verfassungsgeschichte, Bd. 3, S. 612 ff. を参照されたい。
- 13) Vgl. Fest, a.a.O., S. 507.
- 14) Vgl. Broszat, Der Staat Hitlers, S. 84.

- 15) Bracher, a.a.O., S. 213.
- 16) Vgl. Brüning, *Memorien 1918-1934*, S. 648.
- 17) Bracher, a.a.O., S. 214.
- 18) *RGBl. I*, 1933, S. 35.
- 19) *RGBl. I*, 1933, S. 83.
- 20) Vgl. Hirsch/Majer/Meinck (Hrsg.), *Recht, Verwaltung und Justiz im Nationalsozialismus*, S. 87.
- 21) Vgl. dazu Broszat, a.a.O., S. 101 ff.
- 22) この点に関しては, Gruchmann, a.a.O., S. 322 f. を参照されたい。
- 23) Vgl. einen Bericht an Schlegelberger über Vorgänge im März 1933 in Breslau. それは, Bundesminister der Justiz (Hrsg.), *Im Namen des Deutschen Volkes, Justiz und Nationalsozialismus*, S. 71. に掲載されている。
- 24) Zitiert nach Gruchmann, a.a.O., S. 324. ハイデルベルク枢密法律顧問がシュレーゲルベルガーに宛てた報告書を参照されたい。それは, Bundesminister der Justiz (Hrsg.), a.a.O., S. 71. に掲載されている。
- 25) *Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d)*, S. 4316.
- 26) Vgl. Broszat, a.a.O., S. 252 f.
- 27) 閣議の議事録は, Repgen (Hrsg.), *Akten der Reichskanzlei. Die Regierung Hitler*, Band 1, 1933/34, Dok. Nr. 44, S. 159 ff. に掲載されている。
- 28) Vgl. Bracher, a.a.O., S. 219.
- 29) *RGBl. I*, 1933, S. 151.
- 30) それは, Broszat, a.a.O., S. 407. に掲載されている。
- 31) それを描写したものとして, Fest, a.a.O., S. 555 ff. を参照されたい。
- 32) Schlegelberger, *Was erwarten das deutsche Volk und der deutsche Jurist von der Vereinheitlichung der deutschen Justiz*, 1934, S. 3.
- 33) *RGBl. I*, 1933, S. 479.
- 34) Broszat, a.a.O., S. 126.
- 35) Vgl. Gruchmann, a.a.O., S. 825.
- 36) Vgl. dazu Fest, a.a.O., S. 582 ff.
- 37) Schlegelberger, *Abkehr vom Individualismus*, in: *DJ* 1934, S. 141 f.
- 38) Schlegelberger, a.a.O., S. 142.
- 39) *RGBl. I*, 1933, S. 685.
- 40) *RGBl. I*, 1933, S. 1058.
- 41) *Gesetz gegen Mißbräuche bei der Eheschließung und der Annahme an Kindes Statt*, *RGBl. I*, 1933, S. 979.
- 42) *Gesetz zur Änderung des Verfahrens in bürgerlichen Rechtsstreitigkeiten*, *RGBl. I*, 1933, S. 780.
- 43) Schlegelberger, *Vom Beruf unserer Zeit zur Gesetzgebung*, 1934.
- 44) この点に関しては, Wieacker, *Privatrechtsgeschichte der Neuzeit*, S. 390 ff. を参照さ

りたい。

- 45) Vgl. oben, Kap. III, S. 19.
- 46) Fest, a.a.O., S. 578 f.
- 47) Schlegelberger, a.a.O., S. 17.
- 48) その論文のドイツ語訳は、「批判的司法」に掲載されている。Kirchheimer, Die Rechtsordnung des Nationalsozialismus, in: KJ 1971, S. 356 ff (S. 370).
- 49) Schlegelberger, Abschied vom BGB, 1937.
- 50) Schlegelberger, a.a.O., S. 13.
- 51) Schlegelberger, a.a.O., S. 14.
- 52) Schlegelberger, a.a.O., S. 19.
- 53) Schlegelberger, Die Entwicklung des deutschen Rechts im Dritten Reich, 1938, S. 17 f.
- 54) Schlegelberger, a.a.O., S. 26.
- 55) Hedemann/Lehmann/Siebert (Hrsg.), Volksgesetzbuch, Grundregeln und Buch I, 1942.
- 56) 官僚制度における保守性と超党派性の関係については, Witt, Konservatismus als "Überparteilichkeit". Die Beamten der Reichskanzlei zwischen Kaiserreich und Weimarer Republik 1900-1933, in: Stegmann/Wendt/Witt (Hrsg.), Deutscher Konservatismus im 19. und 20. Jahrhundert, S. 231 ff (S. 239 f.) を参照されたい。
- 57) Vgl. oben, Kap. II, S. 13.
- 58) Vgl. oben, Kap. III, S. 18 ff.
- 59) Vgl. auch Broszat, a.a.O., S. 245.
- 60) Vgl. z.B. Schlegelberger, Abkehr vom Individualismus, in: DJ 1934, S. 142.
- 61) Broszat, a.a.O., S. 250.
- 62) ケルルの経歴に関しては, Wistrich, Wer war wer im Dritten Reich, S. 155. を参照されたい。
- 63) フランクの履歴に関して手短かに記載するものとしては, 連邦司法省が履歴の一覧表を掲載している。Bundesminister der Justiz (Hrsg.), a.a.O., S. 146 f.
- 64) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4331.
- 65) この点に関しては, Pichinot, Die Akademie für Deutsches Recht, S. 17. を参照されたい。
- 66) ハンス・ケルルの「共同宿舎」については, Gruchmann, a.a.O., S. 303 ff を参照されたい。
- 67) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4342.
- 68) Vgl. Gruchmann, S. 88.
- 69) Fest, a.a.O., S. 572 f.
- 70) Bracher, a.a.O., S. 233.
- 71) Gruchmann, a.a.O., S. 84 ff. には, 詳細な説明がある。
- 72) Vgl. Gruchmann, a.a.O., S. 115.
- 73) ローテンベルガーについては, クラウス・ベストラインがその評伝をまとめた論文を公表している。Vgl. Bästlein, Vom hanseatischen Richtertum zum nationalsozialistischen

- Justizverbrechen. Zur Person und Tätigkeit Curt Rothenbergers 1896-1959, in: Justizbehörde Hamburg (Hrsg.), "Für Führer, Volk und Vaterland...", S. 74-145.
- 74) 帝国化の進展をめぐって争いが続けられる合間にシュレーゲルベルガーが公表した論文の表題は、「ドイツ民族とドイツ法曹がドイツ司法の帝国化から期待しているのは何か」(Was erwarten das deutsche Volk und der deutsche Jurist von der Verreichlichung der deutschen Justiz) という表題であった。ハインツェラーもまた「急進的な動乱の世紀の中で」(Heintzeler, Im Jahrhundert extremer Turbulenz, S. 55.) において、シュレーゲルベルガーから「手厚い支援」を受けたことに言及した。
- 75) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4343.
- 76) その数字については、Gruchmann, a.a.O., S. 247. を参照されたい。
- 77) Gruchmann, a.a.O., S. 119.
- 78) Heintzeler, a.a.O., S. 56.
- 79) Radbruch, a.a.O., Sp. 59.
- 80) それに関する詳細な説明については、第7章71頁以下を参照されたい。
- 81) Justizminister der Justiz (Hrsg.), a.a.O., S. 148. は、フライスラーの履歴について簡略的に記載している。
- 82) Gruchmann, a.a.O., S. 100.
- 83) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4333.
- 84) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4334.
- 85) シュレーゲルベルガーもまた法律家裁判においてそのように述べた。Protokoll (d), S. 4333.
- 86) フライスラーの履歴を概観するものとして、Buchheit, Richter in roter Robe, S. 286 ff. を参照されたい。
- 87) Zitiert nach Müller, Furchtbare Juristen, S. 151.
- 88) Heintzeler, a.a.O., S. 58.
- 89) Heintzeler, a.a.O., S. 57.
- 90) 著者は1987年7月29日にハインツェラー宅を訪問し、氏と個人的に交わした会話の中で、このことを経験した。
- 91) Bumke/Hedemann/Wilke (Hrsg.), Beiträge zum Recht des neuen Deutschland, Festschrift für Franz Schlegelberger zum 60. Geburtstag.
- 92) Schlegelberger, Die Erneuerung des deutschen Aktienrechts, 1935; Schlegelberger/Quassokowski/Herbig/Geßler/Hefermehl (Hrsg.), Aktiengesetz v. 30. Jan. 1937, Amtlicher Kommentar, 1937; Schlegelberger/Quassokowski/Herbig/Geßler/Hefermehl (Hrsg.), 1. Durchführungsverordnung zum Aktiengesetz, Ergänzungsband zum Kommentar zum Aktiengesetz, 1938.
- 93) Schlegelberger, Die Grundlage des neuen Patentrechts, 1935.
- 94) Schlegelberger (Hrsg.), Handelsgesetzbuch in der ab 1. Oktober 1937 geltenden Fassung (ohne Seerechts), Band I, 1938.
- 95) シュレーゲルベルガーは、連邦共和国において、彼の名を冠した全6巻(近年では第6



巻は1997年出版）の注釈書を編集・出版した。

- 96) Vgl. dazu Schubert (Hrsg.), Akademie für Deutsches Recht, 1933-1945, Protokoll der Ausschüsse, Band I, Ausschuß für Aktienrecht, S. XL ff.
- 97) 書面は、ニュルンベルク文書の文書番号 NG 603 として保管されている。シュレーゲルベルガーの証言については、Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4316.
- 98) Zitiert nach Gruchmann, a.a.O., S. 80.
- 99) So Sauer, Das Reichsministerium, S. 47.
- 100) Wulff, Staatssekretär Prof. Dr. Dr. hc. Franz Schlegelberger: 1876-1970, S. 43.
- 101) それについては、第7章72頁以下で詳細に論ずる予定である。
- 102) Vgl. dazu Wrobel, Otto Palandt zum Gedächtnis, in: KJ 1982, S. 1 ff, S. 8.
- 103) Vgl. Broszat, a.a.O., S. 363.
- 104) Vgl. Broszat, a.a.O., S. 361.
- 105) それについては、第10章132頁以下で詳細に論ずる予定である。
- 106) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4467.
- 107) Vgl. Broszat, Zur Perversion der Strafjustiz im Dritten Reich, in: VfZ 1958, S. 390 ff (S. 397).
- 108) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4467.
- 109) この点に関しては、Fest, a.a.O., 867 f. を参照されたい。
- 110) この点に関して全般的には、Broszat, a.a.O., S. 380 f. を参照されたい。

## 第6章 帝国司法大臣代行

1941年1月29日の夜、帝国司法大臣フランツ・ギュルトナーは、ベルリンの西部療養所で突然の死を迎えた。彼は6日前から、原因不明の代謝系疾患を理由に入院していた<sup>1)</sup>。彼の突然の死は憶測を呼び、実際にも彼の未亡人は、夫が親衛隊によって毒殺された疑いがあると後に表明したほどであった。彼の死が精神的疲弊に起因する可能性があると考えた人もいた。シュレーゲルベルガーは法律家裁判において、フライスラーがギュルトナーの体力と生命力を消耗させ、彼を早死にさせたのではないかと主張した。もっとも、彼が死亡した厳密な原因は解明されなかったのであるが。

ギュルトナーの死後、後継者問題が浮上した。ハンス・フランクは、ギュルトナーの地位を得るために非常に精力的に活動していたが、その間どこにいたかという、問題の中心から離れたところ、いわゆるポーランド総督の指導者としてクラカウ市に赴任し、帝国の大物幹部と何度も軋轢を起し、出世の可能性はほとんど全て台無しになりかけていた<sup>2)</sup>。その点に関しては、ローラント・フライスラーの

場合も同じであった。ヒトラーが「ボリシェヴィキ」であると軽蔑したこの人物は、まだ100パーセントの国家社会主義者として通っていたが、帝国司法省の内部では自己主張する野心を隠さなかったために、ゲッベルスや他の人々から不信感を招いた。

フライスラーが不信感を抱かれた理由には、もう1つあった。それは、ヒトラーもそれ以外の国家社会主義の指導部もあまり教養がなく、権力思考によって形成された極めて単純な世界像しか念頭になかったために、法学と法曹に対して嫌悪と軽蔑の感情しか抱いていなかったことである。テーブルを囲んで交わされた会話の際に、ヒトラーが他の者には聞こえない声でひとり呟いた時の若干の発言がそれを証明している。「犯罪人よりも、法律家の方を身近に感じる人などいないでしょう。国際性の点に関して言えば、彼ら両者の間に違いはありません。法律家の職を再び正しく立派なものにするためには、それを国家によって管理すること以外にありません。今日の事情が示しているように、法律家が博士号を取得できることなどどうしても理解できません<sup>3)</sup>。あるいは、次のようにも発言した。「結局のところ、今日の全ての法理論は、責任転嫁のための唯一の巨大な制度以外のなにものでもありません。従って、私は、法律の学習、すなわち法律観の学習をできるだけ嘲笑するために、あらゆることを行うつもりです。というのも、このような学習をしても、生に合致する人間は養成されないからです。国家的な自然法秩序の維持を国家に保証する人間は養成されないからです。この学習は、責任をとらないための唯一の教育になっています<sup>4)</sup>。さらには、「それゆえ今日、私ははっきりと疑うことなく宣言します。私にとって、法律家である全ての者は、生まれつき欠陥があるに違いないか、それとも時間の経過とともに欠陥が生じてしまうかのいずれかです<sup>5)</sup>。

ヒトラーは、テーブルでの会話の中で、ギェルトナーとシュレーゲルベルガーについても陰でこき下ろした。「ギェルトナーが司法大臣に任命された理由について、彼がだいぶ前に裁判官として私に理解を示して取り計らったからだと言われていますが、それは全くお話になりません。あの時、私を刑務所に収容したのは、他ならぬ彼なのです。首相である私は、そのような人物をドイツの司法大臣に任命するために、客観的な基準に基づいて判断しなければなりません。私は、糞殻から粟を選び分ける、つまり大勢の法律家の中から司法大臣の職務に適した人物を選び出す作業をしなければなりません。しかし、私はよりましな人物を見つけ出すことはできませんでした。何故ならば、フライスラーは司法大臣どころか、その全体的気質の点でボリシェヴィキであり、もう1人は(ヒトラーはシュレーゲルベルガーのことを念頭に置いていた)、見ての通りです。一度見れば、十分理解

できると思います」<sup>6)</sup>。

このような立場に立つヒトラーにとって、野心的で協調性のない人物を帝国司法大臣のポストに付けることはあり得なかった。たとえ国家社会主義者が話に上つていようとも、それは同じであった。ヒトラーがこれまで追求してきた政策について、法政策として特徴づける限りで言えば、実際に行われた事柄と法政策とは、完全に矛盾していた。何故ならば、より大きな枠組みにおいて法の改造が行われるかに見えたが、憲法や刑法を改正して法を改造するようなことは行われなかったし、司法省の官僚を確信的な国家社会主義者によって置き換えて司法省の改革を推進するかに見えたが、そのような人事の刷新も行われなかったからである。そのようなことを一切せずに、彼が行ったのは、例えば強制収容所の建設などのような措置を法的に統制されずに実行しただけであった。このような大権国家的な措置を講ずることによって、彼は規範国家の脇をいとも簡単に通り過ぎたのである。エルンスト・フレンケルは『二重国家』という書名の著書において「二重国家」について記したが、実際に生まれたのはそのような国家であった<sup>7)</sup>。旧法は新法によって置き換えられなかった。旧法は縮小していったのである<sup>8)</sup>。

差し当たりヒトラーは何もしなかったが、そのことによって結果的に政策が継続的に遂行されることになった。彼は帝国司法大臣のポストを空席のままにし、1941年1月29日の総統命令によって、帝国司法大臣の職務遂行をシュレーゲルベルガーに委任した。ここで彼がフライスラーよりシュレーゲルベルガーを優先したのは、シュレーゲルベルガーが後に法律家裁判において述べたように<sup>9)</sup>、シュレーゲルベルガーが在職年数の長い事務次官であったからではなかった。むしろ、国家的・保守主義の民間出身のシュレーゲルベルガーであれば、党内のコネクションを自由に使いこなせないと考えられたからであった。また、このポストに就くのは、考えられる限り弱い立場の人物が望ましかったからであった。そのようなこともあって、司法過程がどのように推移するのが憂慮されたが、著しい障害によって阻まれることなく、継続的に展開することができたのである。野心的な野望を持った狂信的な国家社会主義者と民間出身のシュレーゲルベルガーとの間で軋轢が起らざるを得なかったが、それはすでに言及されたヒトラーの「分断して統治せよ」という権力的戦術に対応するものであった。その軋轢は、後にヒトラーによってUボート・アメリカ本土強襲作戦計画の協議に終止符が打たれるまで続いた。

シュレーゲルベルガーは、差し当たり省の職務を引き継ぎ、それを代行しただけであった。彼が後に証言したように<sup>10)</sup>、彼は本意で大臣室や大臣官邸に移ったのでは決してなかった。しかも、その後も事務次官の給与しか受け取らなかった。

しかし、彼は今や大臣代行であり、省の指導者であった。彼がこの職務において省を行政的に管理しただけならば、機敏に物事を理解し行動する彼の性格が省の指導において表されることはなかったであろう。彼は、ヒトラーが新しい人物を省の指導部に配置することを決定するまで待とうとは思わなかった。何故ならば、彼の予想では、その人物は党出身の信奉者しかありえなかったからである。それゆえシュレーゲルベルガーは、司法において彼と民間出身の勢力の地位を守るために、ありとあらゆることを行った。ギュルトナーの死後、彼は自らが司法における保守的で民間出身の官僚の急先鋒であることを自覚した。

シュレーゲルベルガーは、党出身の敵対者が省を乗っ取るのを阻止するために二元的な戦略を追求した。第1の戦略は、帝国における全ての司法機関を統制するために、可能な限り無制限の権限を求めたことである。その権限によって、ヒトラーおよび党の観点から見て批判的と思われる全ての事柄に対して厳格な指導を行うことによって、それを迅速に中止することが可能になった。第2の戦略は、気の利く態度、非常に卑屈な態度をとることによって、ヒトラーから気に入られ、有利な取り計らいを受けることを維持しようと試みたことである。というのは彼は、ヒトラーが介入しさえしなければ職に留まれることを知っていたからである。権力掌握の当初、ヒトラーと同盟を組んだのは、党および警察から急進的な勢力が出てくるのを抑え込むのに適した手段だからであった。しかし、二元的な戦略が今でも適しているというのは、全く愚かな誤解に基づく考えでしかなかった。シュレーゲルベルガーには、二元的な戦略を追求するにあたって見過ごしていたことがあった。それは、ヒトラー自身が民間出身者の伝統に対して最も急進的な敵対者であったこと、たとえヒトラーの最も狂信的な支持者であっても、その点において彼に勝る者はいなかったことである。このことを彼は見過ごしていた。

シュレーゲルベルガーは、この点を誤解していた。ヒトラーは、物事を単純化して論争を引き起こすような記者発表をして、司法の機能不全を非難することを止めず、また他と比べて副次的な個別事案に自ら直接介入することも止めなかった。それでもシュレーゲルベルガーがヒトラーの圧力に従ったのは、このような誤解があったからである。シュレーゲルベルガーは、その圧力に従い、有罪の確定裁判を経た受刑者の刑を執行するために、その身柄をゲシュタポに引き渡すよう命じ、また確定判決を事後的に訂正するための法制度を作り上げた。彼がそれをどのようにして行ったのかは、以下の章においてさらに個別的に示す予定である。判決を通じて死体の山が作り上げられるほど、シュレーゲルベルガーは司法に影響を与え、際限のない厳罰化をもたらした。また、シュレーゲルベルガーは精神障害者の大量殺

害を隠蔽した。そのようなことをいかにして行ったのかについても、以下の章で示す予定である。さらに、被占領地域の民間人に対してテロを行うにあたって、シュレーゲルベルガーは司法を共犯者に仕立て上げた。彼はポーランド人とユダヤ人に対する国家社会主義の絶滅政策に奉仕した。これらのことも示す予定である。

列挙したこれらのことは、全て実行された。シュレーゲルベルガーがそのような実行したのは、司法が党と警察出身の代表によって直接引き継がれるのを回避するためには、自己の地位を守るしかないと信じていたからである。しかも、帝国司法省に長年勤務してきた官僚が習得した思想によれば、司法に従事するにあたっては、体制の意思を執行する者として臨みさえすれば良かったからである。司法は行政を監視・制御する役割を担ってきたが、その司法の役割を否定することは、彼にとって痛手を意味しなかった。国家には、精神障害者、ユダヤ人およびポーランド人などの人間が存在しているということさえ耐えられなかったので、その肉体を大量に抹殺することを目的として設定した。シュレーゲルベルガーは、そのような国家の攻撃力に貢献するために、あらゆることを行った。その際、シュレーゲルベルガーは、彼にとって正当と思われること以上のことを行った。彼自身が体制の首脳部の一員であった。いかなることを行っても、その体制に原則的に矛盾することはなかった。

シュレーゲルベルガーは、民主的で寛容な社会に戻りたいとは決して主張しなかった。また、体制を不安定にする行動に協力することを考えたこともなかった。彼は、一定の地位を維持すること、「より悪い事態」を回避することを求めただけであると主張した。彼は、自分自身が体制内に存在する資格があることを主張するために、党と警察の敵対者から身を守っただけであった。

彼は、繰り返し体制に対して忠誠を示した。それにもかかわらず、ヒトラーにとっては、不法に法律の形態を与えるこの官僚と協働して取り組むことは1つの妥協であった。そのため、報道機関、党、警察からの非難は止まらなかった。それゆえ、それを観察していた者としては、シュレーゲルベルガーが大臣代行として長期間に渡って省の頂点に君臨することに驚きを隠せなかった<sup>11)</sup>。

だが、そこである事態が発生した。それは司法をめぐる出来事の完全に外側において起こったのであるが、それによってヒトラーは、彼の高揚した急進的な政策を抑制することなく、それを司法においても推し進めることをができるようになった。1941年6月22日、ヒトラーはソ連邦への奇襲攻撃を命じ、それに伴って二正面戦争を開始した。フランス出兵において用いられた電撃戦の戦術はすでに効果を上げ、当初から成功を収めていたこともあり、ヒトラーは冬が来る前に赤軍に壊滅的

な打撃を与えることができると確信していた。しかし、ドイツの部隊は、氷点下30度の寒さのためにモスクワを目前にして行き詰まった。ロシアの冬に備えて装備をしていなかった数千人の兵士が凍死した。部隊はソビエトの反撃を受けて重大な損失を被り、押し戻された。指令官は、戦術上退却の動きを見せることによって壊滅的な打撃をこうむるのを回避すべく緊急声明をヒトラー宛に書いた。しかし、電撃戦計画の失敗を受けて、ヒトラーの態度はますます頑なになった。彼は、異議申立に対して警告を発して、部隊はその持ち場を離れてはならないと命じた。最高司令官フォン・ブラウヒッチュと衝突したため、最高司令官を解任し、自らが軍の最高指揮権を引き継いだ。さらに、日本が真珠湾のアメリカ艦隊に対して奇襲攻撃を仕掛けた後の1941年12月11日、アメリカ合衆国に宣戦布告する事態となった。そのわずか1ヶ月後の1942年1月20日、ベルリン・ヴァンゼーの別荘で開催された会議において、「ユダヤ人問題の最終的解決」のための措置が決定された。それによって彼は、勝利か、それとも敗北かという政策を徹底して推し進めた。

ヒトラーの周囲には、シュレーゲルベルガーを解任し、党の信奉者を大臣の地位に就け、それによって司法省の人事においてあらゆる妥協を排除すべきであると働きかける者もいたが、このような事情が背景にあったため、ヒトラーはもはや周囲からの働きかけに悩まされずに済んだ。ヨーゼフ・ゲッペルススの日記によれば、この働きかけ主導したのが明らかに宣伝相であったと証明している。ゲッペルスは、シュレーゲルベルガーの司法省における職務指導に不満を感じていたが、不満はそのうち大きくなり、彼は1942年3月7日の日記の中で、「……わが国で行われている司法は、国家社会主義的ではなく、小ブルジョア的である」<sup>12)</sup>と書き留めた。宣伝相ゲッペルスは、1942年3月、東プロイセンの司令部に出向いてヒトラーを訪ねた<sup>13)</sup>。ヒトラーは、この年の「致命的」で長い冬のために神経を衰弱させていたため、目に見えて老け込んでいた<sup>14)</sup>。ゲッペルスが会ったヒトラーは、そのような状態であった。ゲッペルスは、司令部に到着する前日の1942年3月19日の日記から明らかのように、司令部のあるヴォルフスシャンツェを訪問した際には、司法省の人事の補充を要請することを決めていた。

「ギュルトナーが亡くなってから、司法省の指導は完全に空白になっています。私は、場合によっては1つの人事変更を行うことを総統に提案するつもりです。そうしなければ、私達は真空状態の中で働くことになってしまうでしょう。私たちは、数多くの新规定を設けること、既存の規定を改正すること、法案を作成することを提起してきましたが、それらは適切な効果を及ぼしていません。なぜなら、中央官庁において一種の暗黙のサボタージュが行われているからです。そこでは民間

的要素が勢いを増しています。天は高く、総統は遠くにいるために、この頭の固い不愉快な省庁に反して自己の意思を貫徹することは、非常に困難を極めています。しかし、それでも私は譲歩しません。私は確信しています。私達は、戦争を遂行するために、これまで以上に強固な方法を執らねばなりません」<sup>15)</sup>。

翌日、すなわち1942年3月20日の午後、シュレーゲルベルガーおよび司法省を將來どのように取り扱うかについて事前の決定がなされていたが、ゲッベルスは数時間に渡ってヒトラーと話し合いを持った。ゲッベルスは、この話し合いを彼の日記において繰り返し詳細に記録した。

「私は、司法省がいかに無能であるかについて、総統に対して個々の事例を申し上げました。総統もまた同じような経験をしていたので、最も強固な方法を執ることをようやく決意されました。

私は、ある法律を制定してはどうかと総統に提案しました。それは、一般国民によって承認された国家社会主義の民族指導の原則に違反した者は、禁錮刑、懲役刑に処され、重大な場合には死刑に処されるというものです。この法律があれば、私たちは、国内における全面戦争の遂行を新しい基盤の上に乗せ、これまで私たちの追及の手が及んでいなかった問題の全てを手の届くところに置くことができるでしょう。ギュルトナーが亡くなってから、ドイツの司法省は事務次官シュレーゲルベルガーによって指導されてきました。私が介入するために様々な提案をすると、彼は自分が法律の資料を持っていないことを盾にとり、その提案を拒否しました。そのような法律案を作成することは、おそらく彼には無理でしょう。しかも、それ以外の点に関しても、司法省の無能ぶりの原因がこの人物にあることは明らかであって、法律の欠缺にあるものではありません。従って、すぐにでも必要なことは、ギュルトナーの死後、完全に空白になったままの司法省の指導を新たな人物の手に委ねることです。私は、総統に対して、民族裁判所長官のティーラックが適任であると提案しました。彼こそ真正正銘の国家社会主義者です。些細なことにつまずいたりしないことは疑うべくもありません。……」<sup>16)</sup>。

つまり、司法大臣のポストに関して、すでに1942年3月の時点で初めてティーラックの名前を出したのはゲッベルスであった。ゲオルク・ティーラックは、国家社会主義を推進するために、敵を逮捕することが必要であるならば、規定を無視する準備ができていることを民族裁判所長官として証明した。しかも、治安警察および秘密護衛警察長官のラインハルト・ハイドリヒと共に団結して取り組むことを明らかにした<sup>17)</sup>。ただし、ティーラックがヒトラーによって帝国司法大臣に任命されたのは、1942年8月になってからであった。

ヒトラーは、ギュルトナーとシュレーゲルベルガーによって代表されていた司法省における民間出身の保守派と公然と断絶することになったが、そのきっかけになったのは、どちらかと言えば副次的な問題であった。建築家のエーヴァルト・シュリット<sup>18)</sup>は、数年にわたる虐待によって妻を死亡させたことにつき責任を問われた。オルデンブルク州裁判所は、1942年3月14日、傷害致死罪のかどで彼に対して懲役5年の刑を言い渡した。ヒトラーが読んだ新聞報道は、有罪を受けた者の命取りになった。ヒトラーは、夜に仕事をするが多かったが、ある日の夜、司令部からシュレーゲルベルガーに電話で連絡を取り、判決が軽すぎると報道されていると、最も激しい言葉で非難を浴びせた。シュレーゲルベルガーは直ちにその点に関して上級帝国検察官のブレットレに対して、シュリット事件について書面により特別抗告を行うよう命じ、さらに「認定された事実関係を踏まえるならば、1939年12月5日の暴力犯罪人に対する命令が適用されねばならないであろう。それが適用されるならば、死刑判決に行き着かざるをえないであろう」と述べた<sup>19)</sup>。どうやらシュレーゲルベルガーは、ヒトラーが司法省と公然と断絶しようとしていることを気づいたようであった。それゆえシュレーゲルベルガーは、1942年3月24日に手紙を書き、その中で非常にへりくだった言葉を用いてヒトラーに従うことを約束しようと再度務めた。

「我が総統！

貴殿が判決に賛同できない場合、その欠陥を除去する機会を私に与えていただきたい旨、職務の引継ぎの際に申し出ました。3月22日の日曜日、ヴィルヘルムスハーフェン事件のシュリットについて、申し出を受け入れていただきたいと思い、お電話差上げました。受け入れていただいたことにつき、率直に感謝を申し上げます。

我が総統！ 犯罪人に厳罰を科すことを求める貴殿の要望に共感していることを、私は全幅の確信をもって表明いたします。そして、裁判官がこの要望を満たす誠実な意思を有していることを確信していただきたく存じます。このような視点から見た場合、抗告が出される刑事判決は数多くありますが、貴殿の要望に応える意思に基づいて、厳罰化を推し進めるために不断に啓蒙することを行ってまいりました。また、法定刑による威嚇を強化することを行ってまいりました。そのおかげで、そのような刑事判決の数は、1年間の総数で約30万件減少しました。

私は、この数をさらに減らすための努力を継続的に続ける所存です。そして、これに関して必要であるならば、これまでのような人事措置を講ずることも辞さない



つもりです。

私は、ヴィルヘルムスハーフェン事件の建築家エーヴァルト・シュリットに対する刑事事件に関して、判決に対する特別抗告を帝国裁判所の特別部に対して行うよう、上級帝国検察官に要請しました。特別部の判決が言い渡されれば、直ちにお知らせします。

我が総統 万歳！

シュレーゲルベルガー博士」<sup>20)</sup>

シュレーゲルベルガーが3月26日に書いたこの手紙をヒトラーに手渡したのはランマースであった。ランマースが手渡したとき、ヒトラーはシュリットを銃殺刑に処するよう指示するつもりであると述べた。ヒムラーはこの事件に介入していたが、この事件の被告人の身柄はヒムラーの警察組織には引き渡されなかった。すでに1942年3月31日、帝国裁判所長官ブームケを裁判長とする特別部がシュリットに死刑を言い渡し、その2日後、その刑は断頭台において執行されていた。

1942年3月31日、上級州裁判所長官と検事長との話し合いがもたれた。それを受けて、シュレーゲルベルガーは、彼の部下の官僚に対して訴え、相談を持ちかけた<sup>21)</sup>。彼は、ヒトラーがシュリット判決に関して夜の電話で話したことを報告し、ヒトラーが益々不満を募らせ、刑事裁判に対して司法以外から様々な干渉をしているため、司法省が現実的に危機的な状況にあることを明らかにした。彼はヒトラーに宛てた手紙を読み、時代状況を考慮に入れられない判決をものはや言い渡すことなどできない、最終的には総統をはじめとする首脳陣に全面的に任せるしかないと述べた。それによってシュレーゲルベルガーは、正常に機能する裁判を維持することは、彼にとって重要ではないことをより明らかにした。すでにかなり昔から司法省は、もはやその名に値するものではなくなっていたし、彼にとって重要なことは彼自身の地位を守ること、民間出身の保守主義およびドイツ国家主義と目された人々の地位を守ることだけであった。

その後、1942年4月26日に大きな問題が浮上した。その日は帝国議会が招集された最後日であった<sup>22)</sup>。ヒトラーが驚愕の出世を遂げたのは、彼の言葉巧みな話術によるところが大きかったが、帝国議会の最終日、戦争の支配者である彼は、言葉巧みな弁舌家としてもう一度振る舞った。彼は「国際的な世界寄生虫」のユダヤ人の陰謀という妄想観念を一般国民に宣伝するために、拍手喝采の舞台として議会という大道具をもう一度利用した。彼はヨーロッパ東部を「戦場」に指定し、そこを彼によって追い払われた敵と闘う場所とすることを決定した。敵が従わないなら、

「直ちに介入し、それに相応しく自ら行動するのは当然であり」、国民に対して、彼が宣言した目的のために行動することだけを求めた。

彼は、それによって分割統治の政策が終了したことを宣言し<sup>23)</sup>、将来に渡って制約を受けずに支配する意図があることを明らかにした。彼は、自分自身の地位を維持し、それを固めるために、もはや体制内部において競合する集団の対立関係を利用することはしなかった。その結果、彼が蔑視する民間出身の政権関係者と彼の側近を争わせて漁夫の利を得るために、民間出身の政権関係者を利用することもなかった。対外的に非妥協的な闘争を行う決断をした以上、内部における争いは彼には不必要なものになった。

この決断の結論には、何が含まれていたのか。彼は、帝国議会の議員の嵐のような拍手喝采を浴びながら宣言した。前線においても、故郷においても、また運輸機関であれ、行政機関であれ、司法機関であれ、追求しなければならないのは唯一の思想だけ、すなわち勝利の獲得だけであると。司法省はドイツ国家主義と民間出身の保守主義の代表者によって占められてきたが、その土台はこの宣言によって奪われた。

ヒトラーはこの演説の最後に、この司法省を攻撃して、次のように宣言した。形式的な法が生き延び、世界が減びるようなことがあってはならない。司法省の形式的な見解がたとえドイツと矛盾しようとも、変わることなく生き続けなければならないのはドイツである。このように宣言した。それから彼は、帝国議会に向けてシュリット事件の事例を話題にし、「故郷がポリシェヴィズムによる絶滅から免れるためには、すなわち故郷の女性と子どもを守るためには、数万人の平凡なドイツ人男性が命を失うことも辞さない」。このような時代に、シュリット事件判決を了承することはできない。このように自己の見解を述べた。そして、今からこれらの事件に介入し、現下の急務を明瞭に認識していない裁判官を職務から解任するつもりであると宣言して、この演説を終えた。それに続いて、彼は次のことを帝国議会に確認させた。彼は、「国民の総統としての資格において、軍の最高司令官、政府の首脳、執行権の最高の保持者、最高裁判所の長官、党の指導者としての資格において、既存の法規定に拘束されることなく……あらゆるドイツ人に対して、たとえ彼が一兵卒であろうが、司令官であろうが、下級官僚であろうが、高級官僚であろうが、あるいは裁判官であろうが……、いわゆる既得権なるものを顧慮することなく、あらゆるドイツ人が背負っている責務を果たすのに相応しい措置」を課すことができること、そして特別の手続をとることなく、あらゆるドイツ人を職務から解任できることを帝国議会に確認させたのである。

その演説は、司法省のほとんどの人々に衝撃をもたらし、裁判官の動揺を強めたが<sup>24)</sup>、多くの法律家は国家社会主義の報道機関と党の支持者から攻撃されても、国家の指揮官であるヒトラーがまだ自分たちを守ってくれるであろうと信じていた。だが、シュレーゲルベルガーは、後の法律家裁判において、その演説を「野蛮な攻撃」と特徴づけた<sup>25)</sup>。演説の時点でヒトラーと法律家が公然と対立することは、彼にとって予期しえないことではなかったからである。しかし、彼は自分が民間出身の法律家の代表であったにもかかわらず、独裁者にとって不必要な存在になったことを相変わらず理解しようとせず、その地位に留まり続けれるのではないかという期待になおしがみついた。彼は裁判所の独立のために闘ってきたこと、1942年4月26日の帝国議会の決定によって、それが最終段階に入ったことを、ニュルンベルクでアメリカ人裁判官に説明した<sup>26)</sup>。「ヒトラーの演説にしばしば見られたことですが」と、シュレーゲルベルガーはその後の彼の行動を正当化して、次のように述べた。「彼の演説は司法省に向けられましたが、司法省と駆け引きするためだけの理由からそのような演説をしたのでしょうか。真の対象はその統括者ではなかったのでしょうか。それははっきりしていませんでした」。演説後、「ヒトラー流の論争の真の対象」としては影の人物がいると、シュレーゲルベルガーに直接的に指摘したのがランマースであったとも述べた<sup>27)</sup>。

ゲッペルスは、帝国議会が開催された日に、歓声を挙げて日記に次のように記した。「総統は今や可能な限り迅速に司法省を抑えて、おそらくティーラックを通じて再編しようとしています。フライスラーとシュレーゲルベルガーがそこから成果を引き出したのであれば、そうするかどうかは彼らの自由であるだけでなく、むしろそうするよう期待されています」<sup>28)</sup>。ヒトラーは、法律家を忌み嫌う態度をとったことについて、次のような注釈をつけて説明した。「自分自身がなおそこにいる限り、法律家からの危害は迫ってはきません。何故なら、私は必要とあらば、ためらうことなく法律家の見解を無視するようになってきたからです。それにしても、私が1日そこにいなければ、法律家がどんな悪事を働くかは予想がつきます。それゆえ、有害な存在である法律家を捕まえられるよう、少し前に手を打ちました」<sup>29)</sup>。

司法省の再編はすでに決定されていたが、シュレーゲルベルガーはそれについては何も知らなかったのも、いかなる手段を講じてでも、まだその地位にしがみつこうとしていた。帝国官房事務次官のランマースも何も知らなかったが、ティーラックが帝国司法省の新大臣になることを知らされたのは、ようやく1942年6月末から7月上旬になってからであった<sup>30)</sup>。シュレーゲルベルガーは、1942年3月以降、司

法省の広報官にいわゆる「総統情報」を作成させた。それによってヒトラーに、毎週、重要な判決と省の措置について知らせた。要するに、シュレーゲルベルガーは、ヒトラーが刑事司法に対して個人的に統制を加えるのを避けるために、刑事判決に対するいわゆる承認権をヒトラーから得る努力してきたのである。しかし、この計画を妨害したのが、党官房の指導者のマルティン・ボルマンであった<sup>31)</sup>。

ボルマンは常にヒトラーの側におり、いつでも彼に報告することができたので、そうするうちに彼はヒトラーの部下の中でも最も影響力のある、最も恐れられた部下として出世した<sup>32)</sup>。彼がシュレーゲルベルガーを排除し、100パーセント厳格な国家社会主義者によって代えようと求めたことは、公然たる秘密であると見られていた<sup>33)</sup>。ランマースは、ゲッペルスとヒトラーがヴォルフスシャンツェで話し合いを持ったことについて何も知らず、1942年の夏にティーラックを帝国司法大臣に強く推したのはボルマンであると信じていた。しかし、実際にはこの時点でティーラックが任命されることはすでに確定していた。しかしながら、誰が帝国司法省の事務次官に就くのかという点については未定のものであった。ここで担ぎ出されたのが、ハンブルク上級州裁判所長官のクルト・ローテンベルガーであった。ヒトラーは最大の関心を持って司法改革を推し進めていたが、ローテンベルガーは1942年4月に司法改革に関する覚書を執筆した<sup>34)</sup>。彼は、最終的に事務次官の地位を与えられることによって労をねぎらわれた<sup>35)</sup>。

シュレーゲルベルガーは、ランマースと別れる間際になって、ようやく新しい司法大臣を任命するヒトラーの目的について公式に知らされた。ランマースは、ティーラックが選ばれた場合、シュレーゲルベルガーがそれについてどのような態度をとろうとしているのかと質問した。それに対してシュレーゲルベルガーは、後に法律家裁判において証言したように、「私は、ティーラックと席をともにしないでしょう<sup>36)</sup>」と答えた。ランマースは、シュレーゲルベルガーがこのように反応するのを期待していたので、シュレーゲルベルガーが帝国行政裁判所長官に就任できるよう尽力することを申し出た<sup>37)</sup>。しかしシュレーゲルベルガーはこの申し出を断り、いかなる状況に置かれようとも新しい職務を受け入れるつもりがないこと、そしてその職務に就かずして退職する意思があることを表明した<sup>38)</sup>。

1942年8月20日、シュレーゲルベルガーはランマースから退職証明書を受け取った。彼はその後ランマースの指示に基づいて、ウクライナのヴィニツァに向かった。そこにはヒトラーの指令部があった。彼はそこでヒトラーから招かれて、20分ほど話し合いの場に着了。シュレーゲルベルガーは後に法律家裁判において、このような出迎えを受けたことについて次のような説明した<sup>39)</sup>。

「ヒトラーは、私に対して、官僚は指示には従わなければならない、もちろん批判などしてはならないというような意味のことを話しました。さらに、別れ際に、『貴兄は、私がとった措置に対して批判しましたが』、それは良しとしましょうと付け加えました。それによって彼がほめかけたのは、先に話した総統情報のことです。私は、無傷の独立した司法がドイツにとって死活問題であると考えていました。地区指導者グループからの密告に基づいて判断を下す彼の方法、自己の義務を遂行した裁判官を罷免する彼の目的は、あってはならないことだと考えていました。私はそのことをヒトラーに率直に述べるための機会として利用しました。裁判官の概念は独立性を要求していますが、民族は独立した裁判官の言葉が法を表現したものであるとは決して認めないでしょう。そして付け加えて言いました。もし私が職に留まるなら、私は不当に虐げられた人々の側に立ちます。ヒトラーは、この説明を一般論として落ちついて受け止め、時々うなずいて同意しました。しかし、私が帝国議会での演説との関連において裁判官の独立性の問題に触れたとき、彼は突如として反論し、穏やかさを怒りの爆発に変えました。そして、燃え尽きた炎のように徐々に静かになりました」。

法律家裁判において被告人が何を述べたのか、それが真実であったのかという点については、ここではこれ以上分析することを控える。実際にシュレーゲルベルガーが、この話し合いの際に、このように率直にヒトラーに向き合ったかどうかは疑わしい。ヒトラーに対するこの批判的な態度は、少なくともシュレーゲルベルガーの以前の態度と矛盾するからである。いずれにせよ、ヒトラーは素直に事務次官を退職させた。シュレーゲルベルガーがランマースから退職証明書を受け取ったとき、ランマースはヒトラーの指示に基づいて、シュレーゲルベルガーに「退職後の生活へ移ることが容易になる」10万マルクの小切手を渡した<sup>40)</sup>。シュレーゲルベルガーはこれに狼狽したが、ランマースは首相官房長官としてシュレーゲルベルガーに受け取るよう忠告した。小切手を受け取らないならば、そのことから様々な結果が生じ、ヒトラーによって冷遇されることにもなりかねなかったからである。シュレーゲルベルガーは、そのようにアメリカ人裁判官に主張した。シュレーゲルベルガーは、10万マルクを銀行に預けた。彼の証言によれば、ソビエトの部隊が侵攻するまで、その預金は引き出されなかった<sup>41)</sup>。

ヒトラーがこのような方法で退職する事務次官に対して好意を示したことは、異例のことではなかった。彼はそのような寄付を個人基金から与えることがよくあったと、ヒトラーの財務大臣を務めたグラフ・シュヴェーリン＝クローズィクはその回顧録で書いている<sup>42)</sup>。クローズィクによれば、ブラウヒッチュ、ルンシュテッ

ト、クルーゲ、クライスト、グデリアンおよびミルヒのような司令官もまた寄付を受けた。ヒトラーは、彼の罪を免罪してもらうために、帝国司教のミュラーに寄付を保証した。

ティーラックが職務を引き継ぐに伴って、司法省の内部で包括的な人事の入れ替えが行われた。そして、確信的な国家社会主義者のティーラックは、省と司法の管轄権の維持（それによって彼は職務にあずかれる）に明らかに関心はなかったが、劇的な出来事最後の儀式は予定通り行われた。フライスラーは民族裁判所長官になり、スターリン流の公開裁判を模範にして裁判を行った。彼は裁判において、あらかじめ確定している死刑判決を言い渡す前に被告人を罵倒した。ヒトラーは、7月20日の反逆者に対する裁判の前段階において、満足げに次のように言い切った。「反逆者にはいかなる哀れみの情もかける必要もありません。直ちに絞首刑に処されねばならないのです。そして最も重要なことは、彼らに長々と釈明する時間を与えるなどあってはならないことです。フライスラーであれば、必ずやそれをやり遂げてくれるでしょう。それでこそ我が国のヴィシンスキーです」<sup>43)</sup>。

シュレーゲルベルガーの退任後、ティーラックとローテンベルガーのもとで事態がさらに劇的に悪化したことは疑いない。シュレーゲルベルガーは、事態がより酷くなるのを避けるために、その職に固執してきただけであると、その正当化の理由を繰り返して主張したが、この事態はそれを裏付けるかのようであった。実際にもBBC放送は、シュレーゲルベルガーの退任に関して、彼が退任するのに伴って、高貴な意味における法の最後の真の代表者がドイツの司法から退いたと論評した<sup>44)</sup>。ヘルマン・ヴァインカウフ連邦通常裁判所長官は、1968年出版の国家社会主義における司法に関する彼の論文において、シュレーゲルベルガーについて次のように論じた。

「シュレーゲルベルガーは、法治国家思想が最も蹂躪されるのを黙認し、自身もそれを行いました。そのこと自体としてはその通りです。後になって安定した地位から、そのように述べるのは容易いことです。当時、指導的な法律家は恐ろしい強制状態に置かれていました。その状態に置かれていたのは彼らだけではありませんが、その状態を耐え忍んだ者であれば事情は理解できるでしょう。また、この厳しいジレンマの中で魂を純粋に取り戻せた者など誰一人としていなかったこと、文字通り誰一人としていなかったことを理解することができるでしょう」<sup>45)</sup>。

ただし、このような見方は、シュレーゲルベルガーが陥った「恐ろしい強制状態」というものが、彼の職歴を通じて常に存在していたことを見落としている。シュレーゲルベルガーが司法を国家社会主義の暴力支配の道具に仕立て上げたの

は、彼が強制状態に陥ったからではない。彼自身が司法は権威的な統治機構に奉仕しなければならないと確信していたからである。ヴァインカウフの見方は、この点を見誤っている。このことから、彼がすでに司法の独立性を破壊し、判決を制御することによって、判決を残酷なものにし、強化する立場に立っていたことが理解できる。また、このことから、彼が司法省をいわゆる「安楽死の犠牲者」と「夜と霧の命令」の犠牲者に対する犯罪へと駆り立て、司法省をポーランド人とユダヤ人に対する犯罪の共犯者に仕立てたことが理解できる。この被害者たちに対する同情の言葉は、シュレーゲルベルガーには見当たらない。ここで起こったことは、シュレーゲルベルガーの代に始まったことではないが、司法大臣代行として携わった時期の彼の活動は、その後の時期にも影響を与えた。以上のことから、司法の独立性を破壊し、それとの関わりにおいて司法省が罪を犯すにあたって、彼がいかなる役割を果たしたのかを明らかにする必要がある。

- 1) この点に関しては、Ritter, Franz Gürtner, Politische Biographie eines deutschen Juristen 1881-1941, S. 217 f. を参照されたい。より詳細なものは、Gruchmann, Justiz im Dritten Reich, S. 82 f.
- 2) そのように述べるのは、Heiber, Zur Justiz im Dritten Reich, Der Fall Elias, in: VfZ 1955, S. 275 ff.
- 3) Zitiert nach Picker, Hitlers Tischgespräche im Führerhauptquartier 1941-1942, S. 451.
- 4) Picker, a.a.O., S. 158.
- 5) Picker, a.a.O., S. 161.
- 6) Picker, a.a.O., S. 159.
- 7) Fraenkel, Der Doppelstaat.
- 8) この点に関しては、Rüthers, Die unbegrenzte Auslegung, S. 11, 109 ff. を参照されたい。
- 9) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4310.
- 10) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4310.
- 11) Aussage von Meisner im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4541.
- 12) Zitiert nach Lochner, Goebbels Tagebücher, S. 115.
- 13) Vgl. Reuth, Goebbels, S. 499.
- 14) Vgl. Fest, Hitler, S. 901; Reuth, a.a.O., S. 499.
- 15) Zitiert nach Lochner, a.a.O., S. 124.
- 16) Zitiert nach Lochner, a.a.O., S. 126 ff.
- 17) この点に関して詳細なものは、Heiber, a.a.O., S. 275 ff.
- 18) シュリット事件に関して詳細に解説するものとして、Kolbe, Reichsgerichtspräsident Dr. Erwin Bumke, S. 337-353. さらに、Johe, Die gleichgeschaltete Justiz, S. 172 ff.; sowie Kaul, Geschichte des Reichsgerichts, Band 4, S. 196-202. を参照されたい。
- 19) Zitiert nach Kolbe, a.a.O., S. 346.

- 20) Zitiert nach Kolbe, a.a.O., S. 347.
- 21) Kolbe, a.a.O., S. 349. は、1942年3月31日のシュレーゲルベルガーの演説を一部は直接的に、また一部は間接的に再録している。1942年3月31日にベルリンの帝国司法省において上級州裁判官所長と検事長の協議が行われたが、その時の記録は、ワイマール国立公文書館に保存され、シュレーゲルベルガーの演説が詳細に報じられている。
- 22) 閣議およびヒトラー演説の報告は、Hirsch/Majer/Meinck (Hrsg.), Recht, Verwaltung und Justiz im Nationalsozialismus, S. 507 ff. において詳細に再録されている。以下の引用は、この文献からのものである。
- 23) ただし、彼は最後まで陰謀を企んでいた。Vgl. Fest, Hitler, S. 923 f.
- 24) 司法省の反応に関しては、Michaelberger, Berichte aus der Justiz des Dritten Reiches, S. 317-321. を参照されたい。
- 25) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4320.
- 26) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4338.
- 27) ヒトラーがとくに司令官と軍司法機関に会って話したがっていたという推測に関しては、次のものを参照されたい。Gribbohm, Hitler und die Justiz, in: DRiz 1969, S. 393 f.
- 28) Zitiert nach Heiber, a.a.O., S. 296.
- 29) Zitiert nach Picker, a.a.O., S. 450 f.
- 30) それに関しては、Aussage von Lammers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 5457. を参照されたい。
- 31) いわゆる総統報告をめぐる過程と刑事判決の承認権を得るシュレーゲルベルガーの計画は、個別的に次章で叙述する予定である。
- 32) ボルマンに関しては、Broszat, Der Staat Hitlers, S. 391 f. を参照されたい。
- 33) それに関しては、Aussage von Meissner im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4541. を参照されたい。
- 34) ランマースの備忘録から明らかのように、ヒトラーはマイスナーに1942年3月7日の覚書を読むよう勧めた。備忘録は、ニュルンベルク裁判史料 (NG 75) に含まれている。
- 35) Vgl. dazu Bästlein, Vom hanseatischen Richtertum zum nationalsozialistischen Justizverbrechen. Zur Person und Tätigkeit Curt Rothenbergers 1896-1959, in: Justizbehörd Hamburg (Hrsg.), "Für Führer, Volk und Vaterland...", S. 114 ff.
- 36) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4339.
- 37) Aussage von Lammers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 5461. シュレーゲルベルガーは、そのことを法律家裁判の被告人尋問において確認した。Protokoll (d), S. 4339.
- 38) それに関しては、Aussage von Lammers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 5461. を参照されたい。
- 39) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4339.
- 40) その発言については、Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4339. を参照されたい。
- 41) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4339 u. S. 4481.
- 42) Schwerin von Krosigk, Es geschah in Deutschland, S. 242.



不法に仕えた法律家（２）（フェルスター）

- 43) Zitiert nach Fest, a.a.O., S. 970.
- 44) Vgl. Protokoll des Juristenprozesses (d), S. 4698.
- 45) Weinkauff, Die deutsche Justiz und der Nationalsozialismus, S. 141.